

# これからの部落史学習の在り方に関して

— 人権教育資料集(同和問題)の活用に向けて —

1	はじめに	1
2	資料集作成の背景	2
	(1) 部落史学習のこれまでとこれから	2
	(2) 部落史にかかわる教科書記述の変化	4
	(3) 研究成果にもとづく部落史観(古代～近代まで)	10
	① 中世における被差別民	
	② 近世における被差別民	
	③ 社会問題としての部落問題が成立した近代	
3	人権教育資料集の構成と学習展開	24
	(1) 資料集の特徴と構成	24
	(2) 前近代史の構成と学習展開	24
	① 中世の構成	
	② 学習展開	
	③ 近世の構成	
	④ 学習展開	
	(3) 近現代史の構成と学習展開	31
	① 近代の構成	
	② 学習展開	
	③ 現代の構成	
	④ 学習展開	
4	おわりに	37
	引用文献、注一覧	39

# これからの部落史学習の在り方に関して

— 人権教育資料集(同和問題)の活用に向けて —

学校支援部 人権教育担当 指導主事 大西雅人

部落史研究の進展により、これまで通説であった近世政治起源説が破綻し、平成14年度から使用されている小・中学校の社会科（歴史）教科書においても、記述内容に変化が見られる。そこで、これまでの部落史学習の成果と課題についてまとめ、これからの部落史学習はどうあるべきなのかということについて、筆者なりの考えを述べる。また、社会科（歴史）教科書の部落史にかかわる記述がどのように変化したのかということについて紹介し、近年の部落史研究の成果により、部落史に対する見方がどのように変わっているのかということをもとめる。そのうえで、作成した人権教育資料集（同和問題）の構成と展開についての紹介を行い、活用にあたっての方向性を示す。

キーワード：これからの部落史学習、人権教育資料集、部落史研究、パラダイム転換

## 1 はじめに

本年度より高知県教育センターでは、高知県が身近な人権課題としてあげている7つの人権課題にかかわる資料集の作成をスタートさせた。そのなかで、本年度は同和問題にかかわる人権教育資料集の作成を行った。

今回作成した資料集は、同和問題のなかでも部落史をテーマとして扱ったものである。同和問題というと、現在まで残っている部落差別の今日的な問題を扱うのが普通であると考えられる方もいるかもしれない。しかし、今日まで残っている部落差別の問題を考えると、どのような理由から部落差別が発生し、どのような意識が部落差別を温存してきているのかということを理解することが必要であると考えられる。これまでも学校現場では、部落史学習をとおして被差別部落の成立から今日までの歴史を理解し、その過程で部落差別を温存してきた我が国の前近代的な共同体意識や、迷信・不合理な偏見などの意識を払拭することをめざしてきた。そして差別の現状から学ぶというスタンスをとることで、現状認識を深め、部落問題を解決するための主体者の育成に力を注いできた。

しかしながら、今、部落史をめぐる情勢が大きく変化している。被差別部落の起源にかかわること、被差別民の生活にかかわること、解放への運動にかかわること、解放令の歴史的な意義や水平社の評価などである。この情勢の変化は学校現場に大きな影響を与えている。特に被差別部落の起源説の変化は、学校の先生方のなかに、「部落史学習をどう進めていけばよいのかわからない」といった戸惑いや、「今まで教えていたことと、異なった話をしなければならぬため、自分が混乱している」といったような声となって現われている(1)。

本小論では、部落史の変化と、部落史学習を進める先生方が混乱し不安を感じている現状や諸状況から、人権教育資料集（同和問題）「つながり」の作成にかかわった者として、これ

からの部落史学習はどうあるべきかということについての提起を行いたい。

## 2 資料集作成の背景

### (1) 部落史学習のこれまでとこれから

#### ① これまでの部落史学習

これまでの部落史学習は、児童生徒たちに差別に対する怒りとともに、その不当性を理解させてきた。同時に学習によって、部落差別を無くそうとする主体者を育ててきた反面、無関心層を生み出してきた側面もあることから、評価とともに批判する声がある。田宮氏(1995)の大学生に対する同和問題に関する調査では、「特別な」、「被差別者の問題」、「またか」などの回答が返ってきている(2)。また伊藤氏・外川氏(1998)は、これまで学校で部落史学習を含む同和教育を受けてきた若者が、他の世代と比較すると人権問題には関心が強い一方で、「解決に対する意欲や行動に弱い」という特徴があると述べている(3)。一方、森口氏(2001)は、これまでの部落史学習の課題として、「部落の歴史(歴史的事実)を単なる知識としてのみ教えていなかったか」、「多くの知識伝達を急ぐあまり、授業者の一方的な授業になりがち」ではなかったかと指摘している。そして学習を展開する場の風土が、受容と共感の風土になってこなかったことも問題点の一つとしてあげている(4)。

以上のような研究者の言葉から、これまでの部落史学習においてはすべてではないものの、①外からの視点(被差別民の実像に向き合っていない)で学習が展開されていたため、他人事の観を払拭し切れなかった。②知識中心で行動化に結びついていなかった。③対話がほとんどなく、一方通行の授業形態が多かった。④共感や受容の風土がなく、部落史学習を展開する学習環境が不十分であった、などの問題点があると考えることができる。その一方で、多くの熱心な教師たちによって、数多くの地域教材が掘り起こされるとともに、地域の歴史と密着した部落史学習が展開され、さまざまな効果をもたらしていることは見逃すことができない。

#### ② これからの部落史学習

これまでの部落史学習において、成果と課題が存在しているところから、これまでの成果はよりよいものに発展させながら、課題は克服していく必要がある。特にこれからの部落史学習においては、これまでの課題を克服するような形での学習展開が求められる。部落史学習は他の学習同様に、明確な目標を持って進められるべき学習であり、部落史学習では「差別をなくすための行動化につなげられる児童生徒の育成」という明確な目標がある。そして学習に際しては、この目標を達成するために、①どのような社会の仕組みや民衆の意識が、部落差別を温存してきたのかということに気づくこと、②被差別民の思いや生きざまに共感すること、③学習をとおして自分を見つめ、自らの生き方を問うという3つのねらいがある。さらに部落史学習では、学びと自分たちの日常のさまざまな事象を結びつけ、自分たちがどう生きていかなければならないのかということを考え、行動化につなげられるスキルの習得にまでつなげていく必要がある。

上述のことを踏まえ、これからの部落史学習の展開において必要と思われることを次

の二つの側面から提示しておきたい。まず一つ目は、教師の姿勢に関する側面である。もう一つは学習内容に関する側面である。前者の教師の姿勢に関しては、「教科書に出ているから」、「教える時間として設定されているから」といった消極的な理由から部落史学習を展開するのではなく、現実に解決すべき課題として部落差別の存在を認識し、明確な目標を持って学習を展開していくことが求められる。そのためには、教師が部落史学習の目標とねらいをしっかりと把握し、児童生徒にどのような力を身につけさせたいのかというイメージをしっかりと持ち、それを達成するための指導方法、指導内容、使用教材といったものを準備する必要がある。さらに教師には、部落史学習を児童生徒に教えるのではなく、児童生徒とともに学習するというスタンスで、部落史学習をとおして教師自身も自分を見つめ、自分が部落差別に対してどのような立場に立っているのかを問い、生き方を問う姿勢が求められる。そうすることで、マンネリ化や硬い鎧に身を包んでの指導とは異なった学習展開が期待できると考えられる。

二つ目の学習内容に関しては、次の5点を提起したい。

- ①外からの視点ではなく、内側からの視点による学習展開となること。
- ②部落史だけを独立させて学習するのではなく、日本の歴史全体のなかで、その関連性を踏まえて指導していくこと。
- ③その時代に生きた人々との出会いにより、児童生徒に課題意識を持たせること。
- ④学習内容と、自分の日常生活や身の回りの状況を重ね合わせる作業を、学習のなかに組み込むこと。
- ⑤学習と実践の結びつきのある学習を展開すること。

①に関しては、これまでの部落史学習の多くが、差別や生活の実態に焦点を当てた外側からの視点であったのに対して、これからの部落史学習においては、被差別民と位置付けられた人々が何を考え、何を感じ、どのように生きてきたのかということに焦点を当てた内側からの視点が重要であると考えられるからである。

②に関しては、これまでの部落史学習では部落の歴史だけを取り出して学習を展開してきたために、それぞれの時代背景や日本の歴史と部落の歴史が、どのようなかわりを持っているのかということが児童生徒に十分伝わってこなかった。そのため児童生徒たちに、部落史は「何か特別なもの」というイメージを持たせてしまった。そのイメージを払拭し、我が国の歴史全体との関連性のなかで、誰がなぜ差別していったのか、なぜ差別が温存されてきたのかといったことに気づけるような、部落史学習を展開していくことが必要であると考えられるためである。

③に関しては、これまでの部落史学習の多くが、歴史的な史実を忠実に追うことが中心となり、被差別民の行動に対して、なぜ、どうしてといった疑問や課題意識を十分持たせることなく学習を展開してきた。これからの部落史学習においては、学習をとおしてその時代を生きた人々に出会い、そこから疑問や課題意識を児童生徒に持たせる必要がある。そのためには、最近の研究成果を活用し、地域教材を掘り起こすなどの作業が必要になってくる。

④に関しては、学習のなかで出会った人々に共感したものの、それが単なる過去の

出来事としてとらえられ、自分とは別の世界の出来事となってしまっはこれまでの部落史学習の二の舞になってしまう。過去の出来事であっても、形を変えて(あるいは類似の形で)現代社会に生きているということに気づかせ、自分の生活とのかかわりを感じさせることで、学習内容が他人事から自分事となり身近な課題になると考えられる。そうするためにも、学習と日常の結びつきがこれからの部落史学習においては不可欠である。

最後の⑤に関しては、①から④までの段階で、被差別民の生き方から学び、共感し、自分の日常と結びつきができたとしても、行動化という点では不安が残る。部落史学習の目標である「差別をなくすための行動化につなげられる児童生徒の育成」を達成するためには、部落史学習における知識・態度面の学習とともにスキル面の学習が必要である。言い換えると学習と実践の結びつきがこれからの部落史学習には求められていると考えられる。そのための手法として、ロールプレイなどの参加型の手法を、特別活動などの時間に組み込む必要がある(5)。あくまでも疑似体験ということになるが、疑似体験が差別の再生産にならないようロールプレイなどの題材や配役への配慮を行い、部落史学習で学んできた知識や態度をスキルとして応用し、現実の部落差別をなくすために活用できるような基盤を作ることが、これからの部落史学習において設定する最後の段階であると考えられる。

## (2) 部落史にかかわる教科書記述の変化

部落史の見直しは、1980年代から1990年代にかけてのさまざまな分野における研究成果によって導かれた視点により進んできた。そこでは一面的に見られていた被差別民の生活が実は多様であり、さまざまな生業に従事しながら生きていたこと、経済面においても本百姓と同程度もしくは、それ以上の生活をしてきた人々がいたこと、なかには大名に金貸しをするような富豪や、かなりの財を持っていた人々などの姿が明らかになってきた。これまで被差別部落は、近世の権力者によってつくられていたとされていたが、近世の被差別部落のなかには中世にまでそのルーツを遡ることができる村が存在することなども明らかになってきた。他にもまだあるが、研究の進展により、これまで知られていなかった被差別部落をめぐる新たな側面が浮かびあがってきたのである。

このような流れを受けて、教科書における部落史にかかわる記述は、研究成果に基づき大きく書き改められた。特に顕著なのは、小・中学校で使用されている社会科(歴史)教科書における記述の変化である。高等学校においても記述の変化は見られるが、小・中学校と比較するとその記述の変化は小さい。しかしながら、新しい部落史観に基づく部落史を学習してきた子どもたちが、やがて高等学校に入学してくるということを考えると、高等学校における日本史教科書の記述があまり変わっていないからといって、対岸の火事的に構えているわけにはいかない。ここでは、小・中学校で使用されている社会科教科書における部落史にかかわる記述の変化を、小学校では平成11年度までのものと、学習指導要領改訂後の平成14年度のものとの比較し、どのように変わっているのかということについて紹介する。また中学校では平成13年度のもの、平成14年度のもので比較して紹介する。小・中学校で紹介する年度に違いがあるのは、小学校の歴史教科書の記述において大きな差異が見られることを確認するためには、平成11年度のものとの比較が最もわかりや

すいと考えたためである。なお、小・中学校の歴史教科書は、各地教委別に採択されていること、教科書会社の記述の基本的なスタンスに大きな相違はないため、ここでは県内の小学校で比較的採択率の高い東京書籍を例にとって紹介する。また小学校で東京書籍を例に取った関係から、中学校においても東京書籍における記述を例にとって紹介する。

教科書記述において記述に変化が見られる部分については、中世、近世、近現代の3つの時代区分に分けてまとめていく。まず、それぞれの時代区分における特徴的な記述の変化についてみていく。なお、小・中学校の社会科教科書の変化をまとめた一覧はP 6からP 9（表1・表2）に掲載する。

教科書の記述内容の変化においては、中世では、大きな特徴として近世の被差別民と、その差異を明確化している。小学校の教科書では、平成11年度の教科書で「低い身分とされた人々」と記述されていたのが、平成14年度のものでは「差別されていた人々」と表現され、身分的な上下よりも、周りとの関係性を中心とした記述となっている。一方中学校の教科書では、「河原者」から、「河原者といわれていた」となり、小学校と同様に周りとの関係性に注目した記述となっている。またそれらの人々が、庭園造りだけでなくその他の分野においても活躍し、文化の創造にかかわっていたことも紹介されている。

近世では、これまで定説となっていた、近世政治起源説にかかわる記述が消えていることが最も特徴的な変化である。不満をそらすための役割、条件の悪い場所に強制的に住まわされたといった記述も削除され、権力者が差別を生み出したのではなく、民衆のなかにあった排除や差別の意識を権力側が利用したという表現になっている。また「士農工商」の身分に関しても、武士・町人・百姓（村人）などの表記が変わり、その他の身分として「きびしく差別されてきた」人々の存在があったという記述になっている。平成14年度の教科書からは、差別された人々の文化への貢献にかかわる記述が見られるようになり、平成14年度の中学校の教科書では、具体的な仕事の紹介もされている。さらに、それまでは差別強化への反発とされていた渋染一揆が、村人と同等の扱いを求める権利意識の高まりとして紹介されている点などが変わった部分である。

近現代においては、融和運動への再評価から、水平社をめぐる扱いが簡略化され、中学校の教科書では、「解放令」に対する評価も見られる。また、小学校の教科書では、部落差別に関する展望において、「なくさなければ」という表現から、平成13年度以降は「解決されているのか」という問いかけの記述となっている。

高等学校の歴史教科書でも、出版社によっては近世の身分制度の部分で、差別された人々の生活の様子を説明した記述が増え、役負担とともにどのような生業を行っていたのかということが記述されるようになっている。しかしながら、出版社によっては近世政治起源説に依拠した記述を踏襲しているところもあり、部落史研究の成果は小・中学校ほど反映されていない。

表1 小学校における記述の変化

小学校における記述の変化（東京書籍）			
時代	単元	平成11年度まで	平成14年度
中世	源頼朝と武士の世界	この庭園は、このころ、 <u>低い身分とされた人々</u> によってつくられました。	この庭園は、このころ <u>身分の上で差別されていた人たちが</u> つくりました。このような人々が庭づくりや芸能でかつやくしました。
		幕府は、豊臣秀吉が決めた身分のきまりをいっそう強め、「士と農工商」という、 <u>武士が農民と町人を支配する身分制度をつくりあげて</u> きました。	削除
近世	身分と人々の暮らし	そして、幕府や藩は、 <u>農民や町人よりも低い身分を置き、他の身分と分断して支配</u> しました。	多くの身分の中で、 <u>村人や町人とは別にきびしく差別された身分の人々も</u> いました。
		低い身分とされた人々は、 <u>河原やあれ地などの条件の悪いところに住まわされ、つらい役目を</u> 負わされました。そして、 <u>村の行事や祭りへの参加を禁じられ、他の身分の人々との交際を禁</u> じられました。	この身分の人々は、 <u>住む場所や身なりを決められ、村や町の行事や祭りに参加できないなどの差別</u> を受け、 <u>幕府や藩も差別を強め</u> ました。
		これらの人々は、 <u>このようなきびしい差別の中</u> でも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら <u>助け合って生活し、税をおさめ</u> ました。そして、 <u>人々の日常生活に役立ついろいろな用具をつ</u> くるなどして、社会を支えました。	この人々は、 <u>こうした差別の中</u> でも、農業をはじめさまざまな仕事をしながら <u>税をおさめ、人々の生活に必要な日常の道具をつ</u> くるなどして社会を支えました。
		記述なし	また、 <u>伝統的な芸能などの、文化を</u> 伝えました。
近世	伊能忠敬と日本地図新しい時代への動き	記述なし	「解体新書」 <u>かいぼうをして内蔵の説明をした人は、身分上きびしく差別</u> されていた人々でした。このような人が、 <u>すぐれたかいぼうの技術を生か</u> して、このころの医学を支えていました。
		「 <u>渋染一揆</u> 」 岡山藩では、 <u>財政が苦し</u> くなったので、人々に <u>節約を命令</u> したんだ。そのとき、 <u>農民や町人より低い身分におかれた人</u> たちには、 <u>服そうは渋でそめた茶色の木綿の着物</u> にしろとか、 <u>雨のときでも、かさ</u> をさしたり、 <u>げたをはいてはいけ</u> ないなどという命令をだしたんだ。こうしたあまりにもひどい差別に対してこれらの人々は立ち上がったんだよ。これを <u>渋染一揆</u> というんだ。53か村というたくさんの村を代表して、 <u>約千数百人もの人</u> たちが、藩の役所におしかけ、とうとう、このひどい命令を <u>行わ</u> せなかったんだ。	岡山藩では、 <u>財政が苦し</u> くなったので、人々に <u>節約を命令</u> したんだ。そのとき、 <u>村人や町人とは別に身分上きびしく差別</u> されてきた人々には、 <u>渋で染めた茶色の木綿以外の着物はいけ</u> ないとか、 <u>雨のときでも、かさ</u> をさしたり <u>げたをはいてはいけ</u> ないなど、差別を強める命令を出した。 <u>同じように年貢をおさ</u> めているのに、あまりにもひどい差別だと、 <u>彼らは立ち上</u> がったんだ。これを <u>渋染一揆</u> という。53か村というたくさんの村から、代表として千数百人もの人たちが、藩の役所におしかけ、 <u>牢に入れられた人も出</u> たが、とうとう、このひどい命令を <u>行わ</u> せなかったんだ。

近現代	明治維新を作り上げた人々	1871年には、農民や町人よりも低い身分におかれていた人々は、政府の命令により平民と同じとされ、身分上解放するとされました。しかし、政府は差別をなくすための政策や生活の改善は行いませんでした。望んだ仕事につくことや、教育を受けることもむずかしく、そのうえ、兵役などの義務も加えられました。こうして、日常生活では、結婚や就職、住む場所などで差別は残され、やがて、さらに強められていきました。これに対して、こののち自らの力で差別をなくす活動をすすめていきました。	江戸時代、身分制度のもとで、長い間差別に苦しめられてきた人々も、1871年平民とされ、身分上は解放されました。しかし、政府は差別をなくすための政策や生活の改善は行いませんでした。望んだ仕事につくことや、教育を受けることもむずかしく、結婚や就職、住む場所など、日常生活で差別は残され、強められていきました。これに対して、こののち自らの力で差別をなくす活動をすすめていきました。
	世界に歩み出した日本・民主主義の意識が高まる	<p>四民平等とされながら、明治時代以後も就職や結婚などきびしい差別に苦しめられてきた人々は、団結して全国水平社をつくり、自分たちの活動で差別をなくす運動に立ち上がりました。</p> <p>光り輝く新しい世の中に、1922（大正11年）3月、京都市岡崎の公会堂で、全国水平社創立大会が開かれました。この大会では、人間を差別する言動はいつさい許さない、と決議され、各地から集まった代表者たちは、その喜びと決意を口々に述べました。少年代表者である16才の山田少年は、差別の現実を報告し、次のようによびかけました。「わたしは、これまで役所の役人の方や学校の先生の講話を聞きました。それらの方々は、口をそろえて平等の必要をさげ、人と人との差別を不合理だといいます。そして、差別的な感情などは少しもないように言われます。でも実際には、なんと冷たい目でしょうか。みなさん、大人も子どももいつせいに立ち上がって、差別を打ち破りましょう。そして、光り輝く新しい世の中にしましょう。」差別をなくす水平社の運動は、こうしてその第一歩をふみ出しました。そして、こののち、多くの困難とたたかいながら、農民運動や労働運動とも手を結んで進められていったのです。</p>	<p>四民平等になってからも、就職や結婚などで差別され、苦しめられてきた人々は、全国水平社をつくり、差別をなくす運動に立ち上がりました。</p> <p>光り輝く新しい世の中に、1922（大正11年）3月、京都市岡崎の公会堂で、全国水平社創立大会が開かれました。この大会では、人間を差別する言動はいつさい許さない、と決議され、各地から集まった代表者たちは、その喜びと決意を口々に述べました。少年代表者である16才の山田少年は、差別の現実を報告し、「差別を打ち破りましょう。そして、光り輝く新しい世の中にしましょう。」とよびかけました。</p>

表2 中学校における記述の変化

中学校における記述の変化（東京書籍）			
時代	単元	平成13年度	平成14年度
中世	室町文化とその広がり	銀閣の美しい庭園は善阿弥という河原者が造った。	銀閣や龍安寺の庭園のような、石や立木をたくみに配置した庭園がつくられましたが、これに力を発揮したのは、河原者といわれていた人々でした。能楽や庭園など、この時代の芸能、建築にすぐれた才能や技術を発揮したのは、このころ、身分的に差別をされ、さげすまれていた階層の人々でした。



近世	支配の仕組みと身分制度	<p>身分は、武士と百姓と町人とに分けられ、また「えた」や「ひにん」とよばれる低い身分もおかれた。</p> <p>幕府や藩は「えた」や「ひにん」とされた人々に対して、<u>生活条件の悪いところに住ませたり、当時の人々の好まない役目を負わずなど、さまざまな束縛を加え、百姓や町人と差別した。</u>これらの身分の人々は、<u>少ない土地の耕作や日用品の加工で生計を立てており、死んだ牛馬の処理や皮革製品の加工などの仕事も行った。</u>また、犯罪者の捕縛や牢番など、役人の下働きとして使われることもあった。<u>このような差別政策は、百姓や町人に、自分より下層の者がいると思わせたり、反感を持たせ、その不満をそらすことに利用されたと考えられる。</u></p>	<p>百姓、町人とは別に、<u>えた、ひにんなどのきびしく差別されてきた身分の人々もいました。</u>これらの人々は、<u>村の行政や祭礼への参加も拒まれていました。</u></p> <p>幕府や藩は、<u>住むところや職業を制限し、服装をはじめさまざまな束縛を加えました。</u>また、犯罪者の捕縛や牢番など、役人の下働きとして使うこともありました。<u>このような差別政策は、えた、ひにんとされた人々への差別意識を強めました。</u>そのようななかでも、これらの人々は日常品の製造や販売、死んだ牛馬の処理や皮革業、<u>農業などで生活し、年貢を納めました。</u></p>
	記述なし	<p>「雪駄づくり」 雪駄は、江戸時代の町の人々に人気のあるはき物でした。材料に竹の皮と牛の革が使われている雪駄は、おもに、差別されていた人々によってつくられていました。 (雪駄作りの写真掲載)</p>	
享保の改革	<p>幕府や藩は、「<u>えた」や「ひにん」の身分に置かれた人々に対して、日常生活や服装などについて細かく取りきめるなど、さらに統制を強めた。</u>百姓一揆をおさえるために、これらの身分の人々を使って、農民と対立させることもあった。このため、<u>農民の間にいっそう差別意識が強まった。</u>しかし、こうした差別を受けながらも、<u>人々は助け合いながら生活を高めていった。</u></p> <p>「たくましく生きる人々」 図は、大阪付近の綿作地域にあったA村と、差別されてきたB村の人口の動きを示しています。江戸時代の中頃には、農業生産がのびなくなり、A村のように人口が増えない傾向が全国的に強まりました。しかし、B村など差別された村では人口が増えています。これらの人々は、日用品の加工や近隣の村の手伝いなど、農業以外にもさまざまな仕事をして、けんめいに生活を守りました。また、<u>命を大切にし、互いに助け合って暮らす伝統が強かったことも、人口の増加を支えました。</u></p>	<p>幕府や藩は、<u>えたやひにんとされた人々に対して、生活や服装にさらに統制を強めました。</u>また、百姓一揆をおさえるために、農民と対立させることもありました。このような中で、<u>人々は助け合いながら生活を高めていき、人口の増加も見られました。</u></p>	

近世	大塩の乱 大塩の乱と天保の改革	岡山藩では1855（安政2）年、 <u>農民の不満をそらすため、「えた」とされた人々に、衣服は模様のない渋染か、藍染めのものを着ることを命じた</u> が、翌年、差別された人々は、 <u>反対一揆を起し、これを実行させなかった（渋染一揆）</u> 。 「渋染一揆」 黒船来航のため、江戸警備の費用がかさんで財政が苦しくなかった岡山藩は、29か条の <u>儉約令</u> を出しました。とりわけ、「えた」とされた人々に対する命令は、 <u>衣類を渋染か藍染に限るなど、差別を強めるもの</u> でした。これらの人々は、 <u>農業も行い、年貢を納めているのに、このような差別はがまんできないと、領内53か村が嘆願書を出し、そのうち約半分の村から千数百人が立ち上がったので、藩は儉約令を実施できませんでした。（別段御触書）</u>	「渋染一揆」 財政難に苦しんでいた岡山藩は、領内に29か条の儉約令を出しました。とりわけ、 <u>えたとされた人々に対する命令は、衣類を渋染か藍染に限るなど、村人と別扱いにするもの</u> でした。これらの人々は、 <u>農業も行い、年貢も納めているのに、このような差別はがまんできないと、領内53か村が嘆願書を出しました。そのうち約半分の村から千数百人がたち上がり、家老と交渉し、ついに嘆願書を受理させました。</u> こうして、藩は儉約令を実施できませんでした。（別段御触書）
	新政府の成立	1871（明治4）年には、「えた」、「ひにん」などのよび名を廃止し、身分・職業とも平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」）が出された。しかし、 <u>これらの人々は、いままで認められてきた職業上の権利を失ったうえ、兵役などの新たな義務を負わされ、苦しい生活をしいられた。</u> さらに、 <u>これらの人々に対する差別は、職業、結婚、住居など社会の多くの面で根強く残された。</u> しかし、「解放令」をよりどころにして、 <u>差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地でおこった。</u>	1871（明治4）年には、 <u>えた、ひにんなどのよび名を廃止し、身分・職業ともに平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」）が出されました。</u> しかし、 <u>政府は差別をなくすための政策や改善は行いませんでした。職業、結婚、住居など社会の多くの面で、差別は根強く続きました。</u> これに対して、「解放令」をよりどころにして、 <u>差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地でおこりました。</u>
近代	第一次大戦と日本	米の安売りを求める民衆の行動は、約2ヶ月にわたって、300以上の市町村でおこり、参加者は70万人をこえた。 <u>部落差別を受け、日々の生活に苦しんでいた人々も積極的に参加した。</u>	削 除
	民衆運動の展開	「解放運動の展開」 社会運動の高まりのなかで、 <u>差別と貧困に苦しむ被差別部落の人々も団結を強めていった。みずからの手で人間としての平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）が進められ、1922年に京都で全国水平社が結成された。水平社の運動は、その後、労働運動や農民運動とも手を結んで広がっていった。</u> 「人間に光りあれ」 部落差別に苦しむ人々は水平社を創立し、 <u>差別の撤廃を求めて「人間に光りあれ」と高らかに宣言しました。日本の代表的な人権宣言です。</u>	「解放を求めて」 「解放令」をよりどころに、 <u>差別からの解放を求めてきた被差別部落の人々も、社会運動の高まりのなかで、みずからの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）が進められていきました。1922年に、京都で全国水平社が結成され、運動は全国に広がっていきました。</u> 「人間に光りあれ」 部落差別に苦しむ人々は水平社を創立し、 <u>差別の撤廃を求めて「人間に光りあれ」と高らかに宣言しました。日本の代表的な人権宣言といわれています。</u>
現代	日本国憲法の制定	戦後の国民平等への動きの中で、 <u>全国水平社の伝統を受け継いでつくられた部落解放全国委員会</u> は、 <u>部落差別の解消は国民の課題であるとして、民主的な諸団体と結び、解放運動を進めた。</u>	差別をなくす部落解放運動も再建されました。

### (3) 研究成果にもとづく部落史観(古代～近代まで)

#### ① 中世における被差別民

##### ア ケガレ観と排除観

今日、被差別部落の起源は近世ではなくそれ以前であるといわれている。斎藤氏(1995)はこれまでの近世政治起源説に対して、「中世には被差別民が存在しており、『賤視』が成立していたのだから、それを権力が民衆支配に最大限に利用したと考えるべきではないだろうか」と述べ、近世政治起源説を否定している(6)。しかしながら、被差別部落は西日本から東日本まで幅広い地域に存在し、その地域ごとの成立の背景が異なっているため、これが被差別部落の起源であるということとはできないのが現実である。また被差別民を生み出してきた背景として、「ケガレ」と「排除」がすべてではないものの、それらが被差別民に対する差別や被差別部落の成立に関して、少なからず関連性があると考えられている。

「ケガレ」観は、古代から存在し、日本書紀においてもイザナギが死の国に出かけ、現世に戻り「ケガレ」をはらったことが記述されていることから、奈良時代に「ケガレ」観が存在していたと考えることができる。古代社会においては、政治と神事は切り離すことができず、貴族や宗教者の間では「ケガレ」は忌み嫌われていた(最澄や空海の密教によるヒンズー教の浄穢観が「ケガレ」観を貴族社会に拡大していった)ものの、一般民衆にはまだ広がってはいなかった。

「ケガレ」観が一般民衆にも広がっていくのは中世になってからである。中世になると、人々の交流が広がり、都の文化が地方にも運ばれていくようになる。さらに、地方の農村にも仏教や神道が広まり、自治組織をもつ村(惣村)ができはじめ村の団結が図られるようになる。このような状況のもと、貴族社会で流布していた「ケガレ」観が一般民衆にも広がり、自分たちとは異なる異質な他者を「排除」していくようになる。このことから外川氏(2001)は、中世を「差別の社会的成立」の時代として位置付けている(7)。

中世における「ケガレ」は、事件・事変や人の死、天変地異など自然のバランスが崩れた日常とは異なる状態のことを意味していた。中世の人々は、古代の貴族社会の観念をそのまま引き継ぎ、死にかかわる「ケガレ」(死穢)と、血にかかわる「ケガレ」(血穢)、出産にかかわる「ケガレ」(産穢)などのいわゆる「三不浄」にかかわるものを特に忌み嫌っていた。中世の「ケガレ」意識の背景には、927年にまとめられた「延喜式」において、ケガレの伝播=触穢観念として規定されたことが大きな要因として存在している。そしてこの触穢観念は人々の間で強く意識されるようになっていった(8)。この触穢観念が表されているのが「春日権現験記縁起絵巻」である。ここでは、死を目前にした病人が家の外に出され、そこで死を待っているという構図の場面が描かれている。

「延喜式」が作成された当時、都は平安京であったが、平安京ではあちらこちらに死体があり、今昔物語では「道には死体がいっぱいで、全く隙間がない」と形容され、百鍊抄には「赤ん坊を道路に捨て、その死骸は道いっぱいであった」といったよう

な記述がある(9)。これらのことから、古代社会では「死」があちらこちらに存在していて、人々は「ケガレ」の恐怖と背中合わせに生きていたといっても過言ではない。そのため、「春日権現験記縁起絵巻」で描かれているように、死のケガレを避けるため、たとえ身内であっても死に至る前に戸外に病人を出していたのである(10)。

人が住んでいる以上、「死」の「ケガレ」は、至る所に存在する可能性を持っていた。清浄な天皇が「ケガレ」ることを防がなければならなかった貴族たちにとっては、このような状況は忌むべきものであった。そのため、「ケガレ」という非日常的な状態を、日常的な状態に戻してくれる存在を求めるようになる。この非日常的な状態を日常的な状態に戻す、言い換えれば「ケガレ」を除去する役割を担ったのが検非違使であった。

検非違使は令外の官の一つで、主に警察業務に当たっていたが、その職務は多様であった。検非違使と「ケガレ」の除去との関係は、彼らが平安京内の道路の掃除を担当していて、道路の正常な状態を維持する＝「ケガレ」の除去により道路の清浄性を保つ任務を帯びていたことに見ることができる。検非違使のもとには、中世の多様な被差別民の身分的な総称である「非人」が従属していた。そのなかには、「ケガレ」を除去する「キヨメ」を担う人々が従属し、清掃の他、行き倒れの人々の弔い、動物の死骸の処理や加工、庭造りや占い、芸能や業刑の執行を行うなどの役割を担った「河原者」と呼ばれた人々がいた。「河原者」たちは、あの世とこの世の境と考えられていた河原に住み、死牛馬の解体・葬送・皮の処理を行っていた。そのため、死の「ケガレ」にかかわる仕事を行い、「ケガレ」を「キヨメ」ることができる者として、一般の人々とは異なる特別な能力を持つ集団と見られていた。

中世では、「ケガレ」ると長い期間外に出られないと同時に、「ケガレ」は人間の力を遙かに凌ぐ恐るべき力と考えていたため、それを取り除くことができる「河原者」たちは、異能力を持つものとして周りの人々からは「畏敬」の念で見られ、畏れられる存在であると同時に、敬われる存在でもあった。網野氏(1991)は、中世の「河原者」たちについて、周りから忌避され嫌悪されると同時に、畏怖の感覚を持って見られていたと説明をしている(11)。

「ケガレ」を払い「キヨメ」る存在であり、「畏敬」の念で見られていた「河原者」が忌避され排除されるようになっていく背景には、どのような社会の変化があったのだろうか。研究者の間では、忌避され排除されていく要因として次の二つのことがあげられている。一つは南北朝の動乱による社会の価値観の転換であり、もう一つは惣村の成立による共同体意識の形成である。前者は南北朝の動乱により、天皇(朝廷)方が敗れ天皇(朝廷)の権威とともに、その周縁部に位置していた寺社などの宗教勢力の権威が失墜したことがあげられている。後者に関しては、鎌倉時代後期(14世紀)ごろから村々に、農民たちが自らの手で惣村という共同体をつくりだし、自立的・自治的な村営を始める。そして、惣掟や寄合いという合議機関の決定に従い、共同体ができあがっていった(都市においても16世紀中期以降に町衆を中心とした自治的な町「チヨウ」が生まれる)。このような変化のなかで、人々には共同体意識が芽生え、自分た

ちの仲間とそれ以外の異なる者とを明確に分けるようになってきた。そして、異なる者を排除するようになり、排除された人々が「賤視」される対象になっていったと考えられている。

#### イ 「非人」がかかわった仕事と文化への貢献

南北朝期以降「非人」と位置付けられていた人々は、「畏怖」と「賤視」のなかで、さまざまな文化的な功績を残している。代表的なところでは、龍安寺や慈照寺銀閣に代表される「枯山水」の庭造りや、我が国の伝統芸能の一つに位置付けられている「能」のもとになった「能楽」の体系化などである。庭造りに関しては、風水に基づく石の配置や庭の築き方など、土木工事の知識や技術を持った人々が「河原者」と呼ばれた人々のなかにおり、有名なところでは善阿弥とその孫の又四郎がいる。また、龍安寺の庭造りにかかわったとされる小太郎・清二郎らの他に、名も知られていない多くの庭者がいたと考えられているところから、京都の有名な寺院の庭園のほとんどがこれらの人々の手によっているとも考えられる。「能楽」に関しては、観阿弥と世阿弥の名がよく知られているが、彼らは鎌倉時代に始まる猿楽の伝統を引き継ぎながら南北朝の動乱を乗り切り、室町將軍の庇護のもと、流行芸として不動の地位を確立していった(12)。特に世阿弥は、「能楽」の理論書である「風姿花伝」(花伝書)をまとめ、その芸術性を高めた。世阿弥はこの「風姿花伝」のなかで、どんな人の前でも精一杯演じるために、妥協を許さず芸の技術を追求することの必要性を説いている(13)。ここから、社会的に「賤視」されながらも、芸の追求と仕事への誇りを持っていた世阿弥の心を感じ取ることができる。中世の被差別民は、このほかにも茶の湯・占い(民間陰陽師)・華道・狂言などの舞台芸能・猿曳や鉢叩などの雑芸能などにもかかわっていた(なかには実態をつかみにくいものもあるが、これらの世界に「阿弥」を名乗る者が多いことから、そこには卑賤者がいたと考えることができる(14))。

#### ウ ケガレ観にとらわれなかった人々

さまざまな功績を残しながらも被賤視された「非人」たちであったが、彼らの救済に人力を尽くした人物が、中世においては存在した。律宗の叡尊や忍性、浄土真宗の親鸞、時宗の一遍などである。叡尊は1275(建治元)年に京都で4日間にわたる「非人」救済を行い、延べ3335人が人別30文の救済を受けている(15)。叡尊や忍性が救済の対象としたのは、その多くが「癩者」であった。また親鸞は「悪人正機説」を説き、殺生を生業とする人々や悪人といわれている人々、「ケガレ」に携わる人々こそ、救済されると浄土真宗の教えを広めていった。「ケガレ」観にとらわれずに、組織的な救済を行っていったのは叡尊や忍性、親鸞らであり、組織的なバックアップがあったからこそ、多くの「非人」に対して救済することができたのだということが出来る。その一方で、個人的な救済を行った者として注目されるのが一遍である。

一遍は遊行上人の名のごとく諸国を旅しながら、個人的な救済を行っていった人物である。一遍は土着信仰に念仏を取り入れ、南無阿弥陀仏と唱えることで救われると説き、「念仏札」を被差別民にも配り救済の手をさしのべた。一遍が救済の対象とした被差別民は、「乞食」、「癩者」などであった。一遍上人絵伝は、「天狗草子」と同じ13

世紀後半のものであるが、「非人」に対する扱いが大きく異なっていて、そこでは多くの「非人」や「乞食」が描かれ、さまざまな姿を見せている。一遍上人絵伝では多くの場面で「非人」が登場するが、網野氏(1991)は一遍と描かれている「非人」や「乞食」の間には何らかの関係性があると仮定している。そして、その理由として絵巻物が進行するにしたがって、最初は遠巻きであった非人たちが、一遍の臨終近くなると、「塵袋」で「人交ろいもせず」といわれていたにもかかわらず、多くの人々のなかに入って、一遍の最期を見届けようとしていると紹介している(16)。また絵巻物の最後の方で、一遍が死んだあと入水往生する時宗の僧と「非人」の姿が描かれているが、この「非人」の行動を網野氏(1991)は「一遍とともに、あの世に往生したい意思」ととらえている(17)。そして、一遍や時宗教団と「非人」・「乞食」たちの描かれ方から、この絵巻物が一遍の「非人」救済をテーマとして描かれたものであり、それゆえ「意識的に極めて多くの非人・乞食を絵巻に最初から描いた」のだと結論づけ、一遍上人絵伝が「一遍の教えによる悪党・非人らの人びとの救済をテーマとして語ろうとしたことは間違いない」と述べている(18)。筆者も一遍上人絵伝を順を追って見てみたが、一遍と「非人」たちとの距離が場面を追うごとに近くなっていることを確認することができた。

## ② 近世における被差別民

### ア 近世政治起源説の破綻

これまで被差別民は、近世政治起源説のなかで権力者によってつくられたと、学校教育をはじめとする多くの場所で教えられてきた。この近世政治起源説に対しては、多くの研究者がその矛盾を指摘している。例えば斎藤氏(1995)は、権力者といえども全く何もないところから、新たな「身分をつくる=創出することができるのだろうか」と疑問を投げかけ、「以前から存在していたものを、権力が『えた』『ひにん』身分として把握したと考えるのが妥当ではないだろうか」と述べている。同時に、「えた」身分創出の理由としてあげられている一向一揆も、全国的規模で起こったわけではないため、これによって「全国の『えた』身分の人々の存在を説明することもできない」として、一向一揆起源説も否定している。さらに、「えた」「ひにん」が意図的につくられたものであるならば、なぜもっと効率的に配置しなかったのか疑問を投げかけ、政治起源説を否定している(19)。

それでは、近世被差別民はどのようにして創出されたのだろうか。斎藤氏(1995)は、「すでに中世には被差別民が存在しており、『賤視』が成立していたのだから、それを権力が民衆支配に最大限に利用したと考えるべき」ではないかと述べ(20)、近世被差別民のルーツを中世に見ている。しかし中世の身分は流動的であり、中世の被差別民がそのまま近世の被差別民であるとは言いきれない部分がある。例えば、中世の陰陽師などは、近世では百姓となり、被差別身分ではなくなっているし、「夙」なども百姓身分となっている。しかしながら、中世の被差別民は、百姓身分になった者も含めてそのまま近世においても賤視されたのであり、中世と近世は連続性があるということが出来る。連続性ということに着目して京都の被差別部落のルーツをたどっていく

と、中世にまで遡れる部落がいくつかある。

連続性があるということは、近世になって被差別部落ができたのではなく、それ以前から存在していたことになる。被差別部落のなかには、近世になって新たにできたものもあるが、近世以前からの存在が認められる以上、権力者がつくったという近世政治起源説は破棄され、斎藤氏(1995)が言うように、近世の権力者は自ら創始したのではなく、もともと中世から民衆のなかにあった「賤視」観を最大限に利用し、自らの政治体制の安定と持続を図ったのだということが出来る(21)。

近世の権力者たちは民衆の意識を最大限に利用し、次々と差別法令を出すことで、民衆の差別心を煽っていったのである。そうすることで、被差別民に対する政治的制度的差別を確立し、自らの政治体制の安定と持続を図ったのであり、近世における被差別民に対する差別強化に一役買っていたということが出来る。

## イ 差別の強化と実態

幕府が被差別民に対して、差別を強制する法令を出し始めるのは元禄期(18世紀)のころからである。このころ都市部では商品経済の発達から、町人たちが勢力を拡大し、独自の町人文化を形成しはじめ、農村部においても新田開発をとおして、百姓が耕作地を確保し経済力をつけていったこと、百姓身分として安定期を迎えたことと、差別強化との関連性を見出すことができる。

一般に、近世の百姓は年貢に追われ、神尾春央の「百姓と胡麻の油は絞れば絞るほど出るものなり」という言葉に示されるように、権力者からの搾取を受けていたため、百姓一揆などを頻繁に起こし、抵抗していたというイメージが、児童生徒や教師にできあがっているのではないだろうか。しかしながら、岡崎氏(2003)は、日本の国土の開発がほぼ江戸時代に終了し、土地の生産性が高く、旅行する者も多く、百姓と武士の比率から考えても米はあまっていたと述べている。そして、百姓自身が年貢として納めた量は収穫高の3～4割程度として、江戸時代の百姓の生活は、一般に考えられていることと異なっていたことを紹介している(21)。また山下氏(2001)も、百姓一揆は江戸時代全期をとおして、0.01%程度の発生率であり、これを持って百姓の生活が苦しかったとは言えないと、これまでの江戸時代観に疑問を投げかけている(22)。

上述のような実態から考えてみると、権力者が次々と差別法令を出し、被差別民の人々に対しての差別を強制した意図は、百姓の不満をそらすためというよりももっと他にあると考えられる。それは、経済力をつけてきた被差別民に身分「らしさ」がなくなり、「らしさ」を維持しようとした権力者たちによって、百姓や町人の領域にまで進出し始めた被差別民を押さえ込むために、次々と差別法令が出されたのだと考えられるためである。江戸時代は、身分「らしさ」が強調された時代であり、「武士らしさ」、「町人らしさ」、「百姓らしさ」、「被差別民らしさ」が維持されることによりお互いの関係が保たれ、支配被支配の関係が保たれていた時代である。その関係が18世紀以降次第に崩れはじめたため(経済力の低下により幕府の権威が失墜し始める)、三大改革など幕府経済の建て直し策もとられたのである。

権威の失墜は幕府だけに限ったことではなく、諸藩の大名たちにおいても同様のこ

とが起こっていた。そこで身分「らしさ」を強制し、これまでどおりの支配体制を維持できるように、それぞれの身分に対して「らしさ」を強調する法令が出されたのである。被差別民に対しては、他の身分とは異なる服装や規制が出されたが、百姓や町人に対しても服装や生活に対する規制が強化された。さらに、町人や百姓に対しては、被差別民に対して対等な付き合いをしないよう、付き合いをしているならば<sup>とが</sup>咎を負うことになる、差別を強制するような内容の法令が、幕府や諸藩の大名から出されている。

## ウ 差別への抵抗

法令が繰り返し出されたことは、それだけ法令が守られていなかったことを意味する。言い換えれば、百姓町人と被差別民との交流が、頻繁に行われていたことの裏返しでもある。被差別民と商人との商業的なつながり、村の警備のために被差別民を雇い入れたり、都市では木戸番に雇い入れたりといったようなつながりもあった。また、わずかではあるが、被差別民と百姓が夫婦となったり、被差別民に仕事を斡旋した事例もある。しかし、このような事例は役人の知るところとなると、御法度を破ったことで咎を受け、島流しにされ身分落ちなどの処罰を受けたのである(23)。

諸藩が出す差別法令に対して、被差別民はただそれを素直に受け入れていたわけではなかった。岡山藩では29か条の御触書が百姓町民対象に出され、そのうち5か条が別段御触書として被差別民を対象にし、百姓は対象とされていない儉約令が押しつけられた。それに対して被差別民は1856年に、藩内すべての被差別民の村が団結して渋染一揆を起こした。そしてこの事件では、一揆を起こした被差別民の要求が通り、藩が出した儉約令を撤回させることに成功している。この渋染一揆は、これまで差別的な色である藍色や渋色の衣服を、強制したことへの反発であるというふうに教えられてきた。部落史研究が進んだ現在では、渋染一揆の原因は他にあるとされている。別段御触書では、被差別民が藍染・渋染の色の服を着ることや、木綿の着物を着るようにと定められたのであるが、当時渋染は特別な色ではなく、藍染の衣服は安価で丈夫な庶民的な普段着で、マムシよけなどの効果もあった。このような色の服を着るようにならしたのは、被差別民の贅沢を戒めるためのものであったと考えられている。また、木綿の衣服の件にしても、被差別民の生活が苦しければ、木綿素材の衣服を新たに買いなおすことは難しいと考えられることから、被差別民は木綿以外の素材(絹など)の衣服を着ることがあり、それが身分「らしくない」と考えられたため、木綿素材の衣服を着ることを強制したものと考えられている。ただここで重要なことは、双方に出された御触書にもかかわらず、被差別民に対してのみ、上述のような儉約を強制しており、明らかに一般の百姓と違いをもたせ、被差別民を差別しているというところである。

渋染一揆に立ちあがった被差別民は、百姓と同じように年貢を納め、役負担を果たしている自分たちは百姓同様であると考えていた。そのため御触書が、百姓と同様の扱いをしてほしいという、それまでの「らしさ」からの脱却の願いを妨げると判断したために立ちあがったと考えられる。元禄期以降、さまざまな差別法令が出されたが、



権力者が求める「らしさ」を維持することは難しく、時代の歯車をもどすことは被差別民に対しても不可能であった。

この汚染一揆の抵抗は有名だが、その他の抵抗として、下駄の鼻緒の販売を被差別民に認めなかったことに抵抗して、1843年に起こされた「武州鼻緒騒動」や、雪駄づくりの材料であった竹皮の値下げを求め、1856年の大坂でも抵抗運動などが起こっている。大石氏(1995)が「総差別の時代」と言い(24)、斎藤氏(1995)も「民衆も一緒になって差別してきた」時代と言っている江戸時代であったが(25)、被差別民は差別に泣き寝入りすることなく立ち向かい、自分たちの立場や生活を改善しようとしていたのである。

## エ 被差別民の生業と役負担

近世の被差別民に対するイメージは、「悲惨で貧しい暮らしをしていた」、「人の嫌がる仕事を強制的にやらされていた」といったようなものではないだろうか。研究が進むなか、さまざまな文献から近世の被差別民の生活が浮かびあがってきた。ここでは、被差別民のかかっていた仕事と、その仕事をとおして文化的貢献をしていた事例を紹介する。

近年の部落史研究から、被差別民のかかっていた生業の多様さが知られるようになってきた。これまでは、土地を持たず農業にかかわっていても零細的な農業であり、本百姓ではなく水呑百姓的なイメージが強く、その他の職業としても雪駄づくりや、皮革産業あたりのイメージが強かったのではないだろうか。斎藤氏(1995)は、その著書のなかで被差別民の生業を取りあげているが、それを拾いあげてみると上述の生業の他に、灯心づくり・蠟燭づくり・農業・鍛冶・医師・産婆・製薬・砥石づくり・竹細工・染物・織物・運送業・行商・草履づくりなど多様な生業に就いていたことを理解することができる(26)。

被差別民がさまざまな生業に就いていたことは、現金収入の手段の多様化をもたらした。江戸時代の百姓たちは、年貢を納めたあとの米を自分たちの食料分と次年度の種籾として確保し、米以外の商品作物などを栽培することで現金収入を得ていた。それに対して近世被差別民は、農業を行っている者は年貢を百姓同様に納めていたが、農業以外の生業に携わっていた者は、上述のような生業に就くことで現金収入を得ていた。なかでも皮革産業は莫大な利益をもたらしている。大坂の渡辺村ではある年に、一枚あたり現在の価格で300万円ほどした原皮が倉庫のなかに50万枚(1兆5千億円)ほどあったと記録されている(27)。また原皮を材料として製作される太鼓や雪駄は、被差別民の現金収入源として莫大な富をもたらしている。また江戸の町において、夜の暗闇を明るく照らしていた明かりといえ、蠟燭か灯具(行燈など)であったが、これらの照明具も被差別民が一手に引き受けて製造していたのである。江戸における灯心の販売においては、慶応3年に穢多頭弾左衛門が灯心の専売を停止することを申し出ているところから、弾左右衛門が灯心販売に関与していたと考えられる(28)。このほかにも織物の産地では、織物を正確に丹念に織りあげるため、「箆」という竹製の糸を送る道具が使用されていたが、この「箆」も被差別民が一手に引き受けて製造し

ていた物であった。

このように江戸時代においては、被差別民がいわば独占的な形でさまざまな物を製造していて、それらの販売をとおして現金収入を獲得することができたのである。そのため飢饉などで百姓が苦しみ飢えていても、生活状態が著しく悪化することが少なく(ただし、農業のみで生活していた被差別民はこの限りではない)、周りの村々の人口が停滞し始める18世紀半ば以降も、被差別民の村においては人口が増加している。このことは、多様な生業に就き現金収入の道を獲得していた被差別民が、増加した人々を養うだけの財力を持ち得ていたことを示しているというのが今日の解釈である。

江戸時代は、生業の他に役負担が武士・町人・百姓に課せられていた。武士には軍役、町人には運上・冥加、百姓には年貢・夫役、被差別民には警察役・行刑役・皮革上納などの役負担が課せられていた。被差別民が課せられていた警察役・行刑役・皮革上納などの役は、「人の嫌がる仕事として押しつけられた」というようにこれまで解釈されてきたが、警察役は村々から依頼されて行っていたのであり、行刑役にしても幕府からの正式な依頼によって行われていたものである。警察役を依頼した村々では、定められた時期に被差別民が家々をまわり見返りを受けることが認められていて、大坂の渡辺村などは行刑役を買って出て、その見返りとして幕府から皮商いの権利を保障してもらい、村ではこの権利を最大限に活用している(29)。また江戸の弾左衛門も行刑役を江戸町奉行から依頼されている。ここでもその見返りとして灯心の専売を認められている(30)。しかし、この警察役や行刑役は、周りの人々からは疎んじられ、依頼をした幕府自身も「ケガレ」に触れるところから、結果的に忌避される仕事となったのである。

#### オ 医学の発展に寄与した被差別民

近世の被差別民は、実にさまざまな仕事に従事していたが、その仕事をとおして優れた技術を獲得している。そして、獲得された優れた技術は、近世から近代につながる文化的な発展に寄与しているものも少なくない。その一例としてあげられるものが医学への貢献である。

近世における医学の発展には、杉田玄白や前野良沢らの手による「解体新書」の作成が大きな影響を与えている。この「解体新書」がどのようにして作成されたのかについては、杉田玄白がその苦労話をまとめた「蘭学事始」で述べられている。「蘭学事始」によると、千住骨ケ原(32)で腑分け(解剖)が行われるので見に行った時、前野良沢が「ターヘル・アナトミア」を持参していた。それを見るとこれまでの医学書とは人体内部の様子が異なっていたため、杉田玄白らに本当はどうかと疑問がわいた。そこで、実際に腑分けが行われるのを見て、「ターヘル・アナトミア」の正確なることを知り、これを訳そうと決意したのだということが述べられている(33)。この千住骨ケ原で行われた腑分けが、我が国の医学の発展につながる契機となり、杉田玄白らが「解体新書」を著した年から56年後には、腑分けだけではなく内臓に関する実験が、大矢尚斎と各務文献によって実施されている。死体を腑分けし、各臓器の名称を一つ一つ杉田玄白らに教えた人物は、被差別民の年老いた男(蘭学事始では「えたの

虎松」の祖父である「老屠」となっている)であった。この人物は、これまで幾体かの死体の腑分けにかかわっていて、どの死体を見ても同じものが同じ場所にあるが、「只今まで腑分けのたびにその医師がたに品々をさし示したれども、誰一人某は何、此は何々なりと疑はれ、候御方もなかりし」と医者への無関心さについて述べている(34)。

この蘭学事始の記述からわかることは、①当時の医者たちは医者でありながら、各臓器の正しい場所ならびに名称を知らなかった。②医者自ら人体を解剖したことがなかった。③医者たちは、医学書の各臓器の配置や形状と実際が異なっているにもかかわらず、そこに興味を示していない。④被差別民の中には、腑分けの優れた技術(解剖技術)を身につけていた者がいた。⑤被差別民には人体の構造がかなりわかっていた。といったようなことが言えるのではないだろうか。杉田玄白らの医学への探究心が、我が国の近代医学の発展に多大な影響を与えたと同時に、「老屠」の技術と知識がなければ成しえることができなかつた一大事業であったとすることができる。

被差別民と医学との関係は、中世のころから見るることができる。例えば「左経記」に、「河原人」たちが来て牛の皮を剥いだが、腹わたのなかに黒い玉(牛黄)があり、それを「河原人」たちが持ち帰ったという話が書かれている(35)。「河原人」と呼ばれた被差別民が、死牛馬処理をとおして「牛黄」と呼ばれる、古来より病に効くとされた妙薬についての知識があったことが理解できる。また死牛馬処理との関係はないものの、近世北陸地域の「藤内」と呼ばれる被差別民にも、医学に携わっている人々がいた。「藤内医者」という言葉が残っていて、男は医者に女は産婆として部落内外の人々に医療を提供してきた(36)。また、島根県の「鉢屋」と呼ばれた被差別民のなかにも産婆を行う者がいたと言われているし、土佐藩でも「えた」身分の医者が調薬や治療を行っていたことが確認できる(37)。また斎藤氏(2003)は、「近世被差別民と医薬業・再考」という論文のなかで、滋賀県で現地調査を行った平井氏(1993)が、滋賀県下には多くの被差別身分の医者が存在していたこと、その数は一般の村に比べて3倍であったと述べていることを紹介している(38)。

これらの例から、被差別民の中には医学にかかわる者が多数いたということができ、なかには虎松の祖父のように優れた技能を持った者も他にいたと考えられる。被差別民の中には死牛馬処理にかかわる者がおり、死牛馬を解体しさまざまな用途に活用していた(「鳴き声以外は使えないものはない」と言われている)。特に皮は傷つけることなくはがされ、雪駄や武具、太鼓などの原料として活用されていた。このような技術がより高められていくなかで、山脇東洋の「臓志」作成にかかわる腑分けや、「解体新書」作成にかかわる腑分けなどにその技術を提供し、近代日本の医学発展につながる功績を残したのである。

被差別民と医学の関係は、幕末から明治初期においても見るることができる。幕末の動乱期に、幕府は「海陸軍病院」を江戸に建設するが、幕府の命を受けこの病院で食事の準備や看護を行ったのが、江戸の穢多頭であった弾左衛門であり病院の建設費も出資していた。明治期になってからは、東京大学医学部の前身となる旧東京医学校でも弾左衛門配下の者が、医療の西欧化とあわせた食事の西欧化に一役買っていた(39)。

上杉氏(1997)は、「動物を解体し、肉や皮を採る過程で、部落の人々は動物の体内をつぶさに知ることになった。部落に獣医が多いといわれますが、内臓と病気の関連などを知ることができるのは、当時、部落の人以外いなかったことを考えれば、当然のことかもしれません」と述べ(40)、死牛馬処理にかかわっていた被差別民に、医療に係る知識が備わっていた理由について説明している。

### ③ 社会問題としての部落問題が成立した近代

#### ア 解放令の意義

徳川幕府滅亡により、約 270 年間続いた江戸時代が終結し、幕末の雄藩を中心とする明治政府が 1868 (慶応 4・明治元) 年に成立する。明治政府は、同年 3 月に新政府の方針を示す五カ条の御誓文を出し、富国強兵・殖産興業をスローガンとして掲げ近代化政策を推し進めて行った。そしてさまざまな政策を実施するが、その影響は被差別部落にも波及した。

明治政府は、江戸時代の身分制度から四民平等を原則とする政策にシフト転換し、1871 (明治 4) 年 8 月 28 日に、「太政官布告」(いわゆる「賤民解放令」、以後「解放令」とする)を出し、制度上の差別を禁止した。この「解放令」が出された背景には、被差別部落の人々を地租改正などの税制度のなかに組み込むことや、諸外国に対する繕一的な意味があった。「解放令」は出されたものの、ハード面ソフト面の施策は何も行われず、ただ出しっぱなしであったため、「解放令」は何の役にも立っていないとの批判が、これまでは前面に出てきていた。しかし「解放令」が出されたことにより、被差別部落の人々の意識が実際は大きく変わっていたことや、「解放令」を根拠に差別撤廃の訴えや解放運動が展開されていたことが指摘されるようになり、今日では、「解放令」は不十分ながらも大きな役割を果たしていたことが明らかになっている。3 例ほど挙げてみると、三重県では陸軍大佐が部下の弔問にやってきたときに、大佐を乗せた被差別部落出身の人力車夫の住んでいる村を指して、「えた」村だと軽蔑する事件が起こった。このとき被差別部落出身の車夫らが、「解放令」を根拠にこの陸軍大佐や連隊長、県知事にまで謝罪させたという事例がある(41)。また、愛媛県では、それまでは動物が入る「馬湯」にしか入れなかった被差別部落の人々が、「解放令」を根拠に一般の湯に入ることを主張し訴訟を起こしている。そして訴訟の結果は、被差別部落の人々も一般の湯に入ることが認められている(42)。「解放令」が出された翌年にできた「じんしんこせき壬申戸籍」にもその影響は現れている。「壬申戸籍」は、作成された年の干支が壬申であったことからこのように呼ばれているが、この戸籍のなかには「えた」「ひにん」などの身分の記載はなく、族称や職業は雛形としてあげられた華族・士族・卒族・農工商・雑業となっていた(43)。このように「解放令」の影響は、多岐にわたっている。また時代はくだるが、高松差別裁判の際にも「解放令」が引き合いに出され、差別判決取り消しかそれとも「解放令」の取り消しか、という提起がなされている。

「解放令」の影響は、このほかにもさまざまな地域で見ることができる(氏子・祭り・学校など)が、被差別部落の人々は「解放令」を自分たちの立場の解放と歓迎するとともに、「解放令」が出されたことへの感謝としてさまざまな行動に出ている(44)。

これらのことから、「解放令」は単に出されただけという側面以上に、被差別部落の人々にとっては「精神的拠り所」であったと同時に、自らの「立場改善の根拠」となっていたと考えることができる。

画期的な政策が出された明治時代であったが、被差別部落は明治時代以降、つくられた差別として社会問題化していく。「解放令」が出された1870年代の被差別部落の状況は、幕末から続く部落産業の成長により生活が安定している状況であった。しかしながら、部落産業のなかでも大きな収入源となっていた皮革業が、「死牛馬勝手処理」を認める布告により、部落外の資本家の手に移っていくようになったことや、1881年から始まった「松方財政」におけるデフレ政策のあおりを受け、生活苦に見舞われる被差別部落があちこちに出現するようになった(45)。

部落問題が社会問題化していった背景には、上述のような生活苦とともに、各府県から「違式註違<sup>いしきかい</sup>」という風俗矯正の心構えが出され、衛生・納税・生活などの面において、日本人としての自覚を促したことなどがあげられる。当時被差別部落は、生活困窮状態にあり、不衛生な状況が見られていた。そのことから、明治10年代に発生した「コレラ」の発生源は被差別部落であるとされ、被差別部落の不衛生・貧困の状況が差別・排除の理由とされていった。

#### イ 解放への立ちあがり

明治期から大正期へと時代が移るなか、被差別部落を取り巻く環境も変化してくる。1880年代には自由民権運動が活発化し、西欧の民権思想も紹介されたことで、人々は自由・平等の思想に触れていくようになり、被差別部落の人々にも少なからぬ影響を与えた(46)。西欧民権思想を我が国に紹介した代表的な人物は中江兆民であるが、兆民は「東雲新聞」を通じて民権思想を広めるとともに、自らを「新平民」として部落解放を主張する(47)。このような兆民であったからか、1890(明治23)年の第1回衆議院議員総選挙では、大阪の被差別部落の人々の後押しを受けて当選をしている。一方、兆民の考えを引き継いだ前田三遊は、「中央公論」に「天下の新平民諸君に檄す」として持論を展開し、被差別部落の人々の部落改善運動を支援していった。また、植木枝盛なども自由民権家の立場から部落問題を取りあげている。しかしながら、自由民権運動はその視線が足元ではなく政府に向いていたため、自由民権運動のなかで部落差別が大きな問題として取り上げられることはなかった。

自由民権運動への期待が喪失する一方で、松方デフレ後の被差別部落の困窮は深刻なものとなり、それまでの部落内での相互扶助による支え合いで乗り切ることが不可能な状態になってくる。「解放令」以後、政府は被差別部落の状況に対して無為無策であったため、被差別部落内から現状を改善し自らの有り様を変えていこうとする動きとして、1890年代末ころから部落改善運動が展開されるようになる。部落改善運動では、部落差別の原因には被差別部落の低実態があり、その実態を改善することで部落差別の改善につながっていくと考えていたが、そこに部落差別の原因を被差別部落の劣悪な環境に求めた改善運動の問題性を見ることができる。この部落改善運動の代表的なものとしては、岡本<sup>おかもと</sup>弥<sup>わたる</sup>の青年進徳会、三好伊平次の青年会、備作平民会などがあ

る。備作平民会では、被差別部落内の環境の改善と、部落外の人々に対して部落差別を解消していく必要性とあわせて、人々の差別意識への反省を求める活動を展開する。1903（明治36）年には、大阪で大日本同胞融和会が結成され、被差別部落内の「道德の修養・風俗の矯正・教育の奨励・衛生の注意・人材の養成・勤儉貯蓄・殖産興業」などを活動方針として掲げ、被差別部落の自主的自発的な改善をめざした(48)。

また1912（大正2）年には、松井庄五郎により奈良で大和同志会が創立され、明治天皇の恩に報いることを目的に活動を展開している。この大和同志会の機関誌「明治之光」では、多くの読者が意見交換などをおして誌上交流を図っていたため、その人々の住所や名前が名簿に記されていた。この名簿は後に全国水平社を創立する際に、連絡先の把握や連絡網の作成などに活用されている。

#### ウ 融和運動の展開

日清戦争後、我が国は三国干渉などの問題から、大国ロシアとの戦いに向けて国力の充実を図る必要に迫られ、被差別部落の現状改善の必要性が、政府の治安対策と絡まっていわれるようになる。1900年ごろには社会主義運動が活発化するとともに、治安警察法が制定され、政府が社会主義者対策に躍起になっていた。1910（明治43）年に大逆事件が起こるが、一部の社会主義者が被差別部落内に入り込んでいたということから、その問題性が指摘され、政府としても被差別部落と社会主義者を分断するために被差別部落対策が必要となる。その結果として政府が打ち出した政策が部落改善事業であった。

融和運動は1910年代から始まるが、1914（大正3）年には、大江卓を中心とする帝国公道会が結成された。この会は全国的な組織であり多くの識者が加わっていたが、活動の中心は社会啓発であった。その活動においては、講演会などを開催し識者たちが参加者に差別の撤廃を求め、差別の不当性を語る事が中心となっていた。しかしながら、この帝国公道会の代表であった大江卓自身の差別性などもあり、その活動においては十分な成果をもたらしたとはいえない。特に帝国公道会に参集していた識者たちは、同情融和を進めていくとする方向性から、被差別部落の人々とそれ以外の人々の関係は対等ではなかった。一段高いところから被差別部落の現状をみおろし、手を差しのべていくというやり方であったために、その限界性は明らかであった。

同情融和という対等ではない関係性にもとづいて展開されたことで、これまでは運動の限界性のみが指摘され、その評価が低かった融和運動であるが、近年、融和運動の歴史的な意義の見直しが進んでいる。1995年ごろに融和運動と水平社運動の2つの運動における「同質性」と「共通性」という部分に目を向けた渡辺氏(1995)の研究、評価が登場してくる(49)。どちらも近代天皇制のもとで、天皇のもとでの平等という枠のなかで運動をしていたという側面がみられ、その手法は異なっているが、融和運動も水平社運動と同様に、部落問題の解決をめざして取り組まれていた運動という点では重なる部分がある。

融和運動が同情融和に偏りそれ以外の運動を行っていなかったわけではない。また、両方の運動組織があった地域では、水平社運動が前面で活躍し、融和運動がその陰に

隠れて十分な運動を展開することができていなかったのではないかと考える節があるが、地域によっては地方水平社の運動より融和運動の方の影響力が強く、差別発言に対する糾弾闘争や運動展開などを融和運動側が積極的に進めている。これらのことから、一概に融和運動の限界性からそれを低く見るのではなく、運動の実態には地域差があり、水平社運動だけではなくさまざまな解放に向けての運動が展開されていたのだと今日では考えられている。そして、融和運動という経験があったことにより、同情融和ではなく自主自立の解放運動の必要性に、被差別部落の人々は目覚めていったのであり、水平社の成立までにはさまざまな運動が存在していたというのが今日の見方である。

## エ 全国水平社創立

1922(大正 11)年 3 月 3 日に創立された全国水平社は、その後の部落解放運動に、政策的・心理的に大きな影響を与えた組織であるが、その面だけがこれまでは強調され、学校の教員だけでなく研究者も、戦前の解放運動は水平社運動しかないかのようにとらえてきた。そしてこれまでは、水平社の運動までの源流は多様であるにもかかわらず、1918(大正 7)年に起こった米騒動における自らの立ちあがりの大切さの自覚と、社会主義運動との連携が全国水平社の創立につながったと考えられてきた。このような見方があったため、部落改善運動や融和運動に対する過小評価や批判と比較され、全国水平社の運動がすばらしくて、それ以外の運動は不十分なものであったと考えられてきた。しかし部落改善運動や融和運動なくして水平社運動はなかったのである。特に融和運動との関係性においては、融和運動のなかで部落差別に目を向ける人々が出はじめたこと(50)、ノウハウが全国水平社にも引き継がれたことなど評価する点が多い。

全国水平社の創立とその後の活動については、被差別部落の人々による自主的自発的な組織としての評価と、部落差別の原因を部落内に求めていたこれまでの視点から、部落外に存在する差別意識にその原因があるとし、差別に対して徹底糾弾を行っていた点などが評価されている。

渡辺氏(1998)は、全国水平社が創立されたことを多くの新聞社が報道したことから、「部落差別をなくす運動が始まって、これまでのように差別を放置することができなくなったことを社会に示した点で、人権の歴史のうえでも画期的なできごとでした。」と述べ(51)、全国水平社の創立の意義を紹介している。

しかし、今日の全国水平社に関する評価はこれまでの光の部分だけではなく、影の部分や別の視点からの評価が見られるようになっている。具体的には、全国水平社の活動を中央の活動だけではなく、地方の活動にも広げての評価、アジア太平洋戦争における全国水平社の果たした役割、他のマイノリティーや女性問題との関係などからの評価である。

地方の水平社組織の活動については、「近代日本と水平社」において、中山氏(52)斎藤氏(53)吉村氏(54)井岡氏(55)他の論文により紹介され、四国における地方水平社に関するものとしては、増田氏(56)や吉田氏(57)の論文が、九州における地方水平社に關す

る論文としては、阿南氏(58)のものがある。

その他にも、全国水平社と天皇制との関係などへの指摘もあり、これまで全国水平社は天皇制について、一貫して反対の立場を貫いてきたといわれていたが、今日では逆に、天皇制のもとで「一君万民の平等化」をめざしていたと考えられている。天皇を利用しようとした事例として、1923(大正12)年に発生した関東大震災の際に、南梅吉らが天皇を京都に連れて行く計画を立てた「錦旗革命」などがその例としてあげられる。

アジア太平洋戦争期における全国水平社の果たした役割と、他のマイノリティーや女性問題との関係であるが、前者に関しては、これまで全国水平社が最後まで戦争遂行に反対していて、組織を解散することなく最後まで抵抗し、最終的には法的措置に基づき自然消滅したというふうと考えられてきた。しかしながら、1938(昭和13)年11月23日開催の第15回全国水平社大会の宣言文で、日中戦争を「歴史的使命」にもとづいて展開されている「事変」として位置付け、戦争遂行を正当化し、全国水平社自身が積極的に戦争協力を打ち出していることから、全国水平社が積極的に戦争遂行にかかわっていたと考えられる(59)。また、銃後部落厚生運動方策の一環として、「耕地面積不足に関する問題については国策移民の遂行に協力する」という方針から(60)、旧満州への開拓移民団員の排出に関してもかかわっていたといえることができる。

他のマイノリティーや女性問題との関係においては、全国水平社が国際連帯を進め、国内のマイノリティーとも連帯して活動を展開したとの評価がある。全国水平社の国際的な連帯としては、朝鮮半島の被差別民であった白丁(ハクチョン)の解放をめざして結成された、衡平社(ヒョンピョンス)との関係があげられる。しかしながら、衡平社との連帯において、最も疑問視されているのは本当の連帯であったのかということである。連帯というのであれば、両者の関係は対等であり、当時の朝鮮半島の植民地状態に対しての全国水平社側からの批判がなされているべきと考えられる。今のところそういった批判の文章が発見されたという事実はないことから、現段階ではその連帯への疑念を払拭することはできない。同様に、国内のマイノリティーという点では、アイヌ民族の解放運動組織であった解平社との連帯に対する対等性の問題や、在日朝鮮人に対する全国水平社の人々のまなざしはどうであったのかという点についても疑念が残る。また、女性解放においても全国水平社のスタンスは不十分であった。時代が時代だからという意見もあるが、全国水平社が創立された時代は大正デモクラシーの時代であり、市川房枝や平塚雷鳥らの新婦人協会の創設などとほぼ同時期であることを考えると、時代が時代であるから、という論理は通用しないのではないかとと思われる。全国水平社では阪本数枝らが、「男性に任せているだけではダメだ、女性が立ちあがらなければならない」といった趣旨の言葉を述べ(61)、婦人水平社を創立し活動を展開したことから、全国水平社で活動する多くの男性たちには女性の解放という視点が欠けていたといわざるを得ない。

しかしながら、全国水平社の被差別部落内外に与えた影響は大きかった。被差別部落内においては、自らの立ちあがりという大きな勇気を与え、被差別部落外にお



いても創立大会で朗々と読まれた「綱領」と「宣言」文は、他のマイノリティーの「綱領」や「宣言」文章などに影響を与えている。一例を挙げると、「日本プロレタリア癩者解放同盟」の三項の「綱領」と、「因習的差別的観念打破」、「差別者に対する徹底糾弾」などの項を盛り込んだ「政策草案」などに(62)、水平社の精神を重ねることができる。

### 3 人権教育資料集の構成と学習展開

#### (1) 資料集の特徴と構成

今回作成した人権教育資料集（同和教育）「つながり」は、ビジュアルな資料をふんだんに使用しているのが大きな特徴である。さらに、校種ごとに学習内容を分けるのではなく、これまでの部落史学習の段階に応じて活用ができるよう、ステップ1からステップ3の3段階を設定し、校種に関係なくどのステップも活用できるように配慮を行った。ただし、ステップ3に関しては、資料や学習展開をそのまま小学校に持ち込んでの学習は難しいことから、活用する場合には資料の言葉などを小学生が理解できる表現に改める必要がある。

資料集は前近代と近現代の二つのパートで構成している。このことから、部落史全体を系統的に学習することが可能である。また、最近の部落史研究の成果に基づいた事柄をトピックという形で挿入していることから、学習展開にあわせてエピソード的に活用できるようになっている。

学習展開のなかでポイントになるような資料については、巻末資料にA5サイズに拡大してより見やすくし、本文中には、学習展開において活用する資料を指導案に続けて掲載している。それぞれ工夫して活用するとより効果があがると考える。

#### (2) 前近代史の構成と学習展開

##### ① 中世の構成

中世における各ステップの構成は、中世のケガレ観の成立、文化への貢献、反差別の立場に立った人々について学習するようになっている。各ステップの学習構成は下記の表（表3）のようになっている。

表3 中世における部落史学習の構成

ステップ	時間	タイトル名	目 標
1	第1時	差別されていた人々が築いた民衆文化	(1)中世の人々に、死への恐れや河原者に対する差別（自分たちとは異なった生活をする人に対して）があったことを知る。
	第2時	民衆の間に生まれた差別	(2)中世の頃、差別されていた人々も民衆文化を築き支えていたことに気づく。
	第3時	伝統文化を創造した人々	
2	第1時	中世のケガレ観について考える	(1)中世社会において民衆の間にケガレ観が広がり、生活に影響を与えたことを理解する。
	第2時	反差別の生き方を一遍から学ぶ	(2)ケガレ観が広まる中、それにとられなかった一遍と周りの人々との関わりを知り、反差別の生き方と自分の生き方を重ねる。
	第3時	新しい文化を創った人々	(3)差別されていた人々が生み出した文化が、我が国における伝統文化の基礎を形作っていることを理解する。

3	第1時	ケガレを畏れた中世の人々	(1)差別意識に大きな影響を与えているケガレ観について理解する。
	第2時	差別と闘った一遍	(2)当時の人々は、ケガレ観にとらわれながらも、畏怖の念をもっていたことに気づく。
	第3時	日本の伝統文化に貢献した人々	(3)ケガレ観が流布していた時代に、ケガレ観や差別と闘った一遍の生き方から、反差別の生き方を学ぶ (4)差別を受けながらも、文化の発展に寄与した人々がいたことを知り、それらの人々が訴えたかったことに気づく。

## ② 学習展開

### ア ステップ1における中世の展開

ステップ1の第1時では、中世に生まれ現代にまで続いている我が国を代表する文化を確認し、そのなかで庭園造りにかかわった被差別民にスポットを当てている。ここでは、優れた庭園を造りながら、被差別民の家に生まれたために差別される又四郎が、周麟に語った言葉を中心に展開している。そして、この言葉に込められている又四郎の思いとはどのようなものか、どのような意味が含まれているのかということについて考えさせる。また中世ではどのような職業の人々が差別されていたのかを、「職人尽歌合」などを提示し、文化創造にかかわった多くの人々が差別されていた人々であったことに気づかせる展開となっている。

第2時では、又四郎が差別された背景について「ケガレ」観についての学習を行うことになる。ステップ1では「ケガレ」と「汚れ」の違いを十分理解できない可能性がある児童生徒たちを対象にすると考え、「ケガレ」という言葉に触れることなく学習を進めるようにしている。ここでは、中世の人々が「死」を最も恐れていたことに気づかせるために、「春日権現験記縁起絵巻」を提示する。そして、絵巻物をとおして当時の人々が「死」を非常に恐れていたこと、「死」を遠ざけるため河原などに死体を運んでいたことを説明する。ここでは「河原にできた中世の町」のイラストを提示し、当時の河原の様子をつかませる。そして、又四郎が差別されていた理由として、自然に働きかけそれを変える仕事を行っていたこと、死にかかわる仕事をしてきた人々と生活していたことなどを説明し、まわりの人々が自分たちとの差異を感じ、その意識が差別意識につながったということを理解させるような展開となっている。

第3時では、第1時で扱った又四郎の言葉を聞いた相国寺の僧、周麟の「又四郎こそ人間である」という言葉を中心に展開する。学習のなかで、この言葉から差別する人の心の悲しさに気づかせるとともに、差別されながらも人間として生きようとした又四郎の生き方を、自分の日常生活（生き方）とを重ね、どのような生き方を自分はすべきなのかということについて考えさせる展開となっている。ここでは、できるだけ多くの発言を引き出し、児童生徒同士の対話関係が生まれるように心がけている。

### イ ステップ2における中世の展開

ステップ2では第1時に、中世の人々の間で忌避されるようになっていた「ケガレ」観についての学習を行う。ここでは導入で「洛中洛外図屏風」を活用し、児童生徒が中世社会の様相について思い出すことができるようにする。展開では「春日権現験記

縁起絵巻」を提示して、絵巻物から6つのテーマを設定しグループごとに考えさせる。絵巻物には死の「ケガレ」にかかわることがいくつか描かれているので、発表のなかで出てきた意見を整理をしながら、中世の人々が理解不明なもの、未知の力などに「ケガレ」観を感じ、それらにかかわる人々を排除し差別していったことを理解させていく展開となっている。

第2時では、多くの人々が「ケガレ」観に囚われるなか、まわりの人々の「ケガレ」観と闘った一遍の生き方を題材とすることで、「ケガレ」観に囚われない人がいたことを理解させる。ここでは学習を円滑に進めるため、児童生徒たちに一遍とはどのような人か、事前に調べる活動を組み込み、学習展開のなかで活用するようにしている。一遍がどのような生き方をしたのかということを見習いに理解させるため、「一遍上人絵伝」の臨終のシーンを提示し、そこに描かれている人々のなかに中世の「非人」がいることに着目させる。そのうえでなぜ周りから排除されていた「非人」がいるのかということを考えさせ、一遍が「非人」救済を行っていたことを示し、一遍の生き方から自分の生き方考えさせる展開となっている。

第3時では、日本の伝統芸能の一つである「能」を題材とし、被差別民であった世阿弥と将軍足利義満との関係を批判した「後愚昧記」を題材として扱う。ここでは、世阿弥と親交のあった将軍義満の立ち居振る舞いを見た貴族が、その行動を「ケガレ」がうつるものであり、「非人」がすることだと批判していることを、世阿弥の生き方と比較する。そのうえで、差別を受けながらも「能」の芸術性を高め、芸を追求しようとする世阿弥の姿勢から、自分たちはどのように生きることが大切なのかということ、自分に問うような展開となっている。

### ウ ステップ3における中世の展開

ステップ3の構成は、ステップ1・2と同様に中世の「ケガレ」観、差別と闘った一遍、日本の伝統文化に貢献した人々の3つを扱う展開となっている。ステップ3とそれ以外との違いは、より具体的に発展的な内容で展開するような構成となっている点である。第1時では、清明桔梗の暦を提示し、トピックの紹介とあわせて児童生徒の興味関心を引きたい。そのうえで、「春日権現験記縁起絵巻」を提示し、「死穢」に対する畏れを当時の人々が感じていたことを説明し、「ケガレ」を取り払うための「キヨメ」の存在と、その統括者としての検非違使の存在について触れていく。そして「キヨメ」を行う人々を、まわりの人々が異能力者として畏敬の念を抱いていたことを理解させ、中世における被差別民は、賤視の目で見られていただけではなく畏れ敬われていた存在であったことを確認するような展開となっている。また、賤視されていた人々と交流のあった人がいたことを紹介し、「ケガレ」観とは何なのかということを考えさせたい。

第2時では、「非人」救済を行ったとされる一遍の生き方を、「一遍上人絵伝」をもとに学習する。ここでは、絵巻物の「臨終の場面」と「僧の入水の場面」の2枚の資料を活用する。前者の場面では、臨終に際して「人交ろいもせぬ者」といわれていた「非人」たちが、群衆のなかに入り込み、一遍を見送ろうとしている姿や、臨終にま

にあうようにと駆けつける「非人」の一団らしき人々の存在などをおして、一遍と「非人」たちとの関係を考えさせる。そしてもう1枚の資料からは、一遍の後を追いつ入水する「非人」の姿から、彼らにとって一遍はどのような存在であったのか、一遍の生き方から自分たちは何を学ばなければならないのかということ、児童生徒の日常生活と重ね合わせて考えさせる。そのうえで、自分はどのような生き方をしているのかということ、自分に問いかけるような展開となっている。

第3時では、「ケガレ」ている者とされ差別されていた被差別民が、日本の伝統文化に大きな功績を残していたことを知り、それらの人々が作品をとおして伝えたかったことは何か、あるいは自分たちの立場への思いはいかなるものであったかということを考えさせる展開となっている。ここでは龍安寺（写真1）の庭造りにかかわった二人の「河原者」の名前が刻まれた石を題材とし、自然に働きかける仕事にかかわっていた人々が賤視されていたことを理解させ、二人の「河原者」がどのような思いを持って石に名を刻んでいったのかということ、ステップ1の又四郎の言葉とあわせて考えさせる。ここではグループ学習とすることにより、多くの児童生徒の意見を聞き、多方面からの考えに触れることで、この二人の「河原者」以外にも存在する、伝統文化に貢献した名もない人々にも思いをめぐらせることが可能になるような展開となっている。



写真1 龍安寺石庭

### ③ 近世の構成

近世における各ステップの構成は、近世身分制度と被差別民の生活や文化への貢献について学習するようになっている。各ステップの構成は下記の表（表4）のようになっている。

表4 近世における部落史学習の構成

ステップ	時間	タイトル名	目 標
1	第1時	江戸時代の身分制社会と差別の中で生きてきた人々	(1)江戸時代は、民衆の中に中世以来の賤視観があり、制度的にも身分差別が確立されていった社会である。その中でたくましく生きてきた人々の姿に気づくことができる。
	第2時	江戸時代の社会や文化を支えてきた人々	(2)近世の身分制社会の中で、差別されていた人々がさまざまな仕事を生み出し、社会や文化を支え、大きな役割を果たしてきたことに気づく。
	第3時	新しい学問-医学の発展に貢献した人々	(1)杉田玄白らが「解体新書」を著わすきっかけとなった「解剖」の様子を知り、実際の執刀者である「老人」の姿を通して、差別されていた人々が、労働を通してすぐれた知識と技術を持ち、当時の医学の発展に貢献したことに気づく。
2	第1時	差別のありようと、その中でたくましく生き抜いた人々	(1)近世という時代がこれまでの賤視観を基盤に、差別が政治的制度的に固定化されていく中で、被差別身分の人々は、さまざまな仕事を生み出し、社会や文化を支えながら、たくましく生き抜いてきたことを知る。
	第2時	差別されてきた人々の仕事とくらし	
	第3時	解体新書と腑分け	(1)杉田玄白が「解体新書」を著わすきっかけとなった「解剖」の様子を知り、実際の執刀者である「老人」の姿を通じて、被差別身分の人々が労働を通じてすぐれた知識や技術を持ち、近代医学の基礎づくりに貢献したことに気づく。
	第4時	被差別身分の人々の医学への貢献	

3	第1時	江戸時代の社会状況と百姓の暮らし	(1)江戸時代の社会の様相を理解する。 (2)江戸時代は、役負担に基づく身分制社会であり、社会の中で差別があたり前であったことに気づく。
	第2時 ・ 第3時	身分制度の確立と被差別部落	(3)江戸時代の被差別民の生活と周りの民衆の意識について理解する。 (4)江戸中期以降、なぜ差別が強化されたのかということについて理解し、民衆の差別意識が大きな要因となっていることに気づく。
	第4時	新しい学問・文化への貢献	(1)厳しい差別の中で優れた技術を身につけていた被差別民の存在に気づく。 (2)被差別民のもつ優れた技術や知識が、近代医学につながっていったことを理解する。

#### ④ 学習展開

##### ア ステップ1における近世の展開

ステップ1の第1時では、児童生徒の江戸時代に関するこれまでの学びを確認し、江戸時代の特徴を表す身分ごとの人口の割合や身分内の上下関係を示すことで、社会の状況を確認させる。そのうえで、江戸時代の被差別民が社会のなかでどのような存在であったのかということ、「真覚寺日記」からつかませたい。ここでは、あらかじめグループ内の対話をとおして、どのような存在であったのかということ予想させておいたうえで、被差別民が共同体外の存在ではあったが、他の身分の人々との交流があったことを理解させる。また、差別が強化されるなかで、差別に屈しなかった人々がいたことを「お伊勢参り」の資料を使って理解させる展開となっている。

第2時では、被差別民の村の人口が他の村と比較して増えていることを表しているグラフを使って、貧しいといわれてきた被差別民の村で人口が増えているのはなぜなのかという疑問を児童生徒に持たせたい。そして、人口が増えている背景には、増える人口を養っていけるだけの経済力があつたことに気づかせ、被差別民の生活が必ずしも苦しいものではなかったことを理解させる。展開のなかでは、被差別民がどのような仕事に従事していたのかということ児童生徒に事前に予測させておき、「職人尽歌合」などの資料を提示して、多様な仕事に従事していた姿を紹介する。そしてそれらの仕事が当時なくてはならないものであり、労働と生産という面から社会とのつながりがあつたことを確認し、被差別民のかかわっていた仕事は伝統工芸や伝統文化として、現代にも受け継がれていることを理解させる展開となっている。

第3時では、導入として東洋と西洋の2つの人体図を提示し、その違いから児童生徒が気づいたことを引き出していく。この時、当時の医者が人体構造に対して、どの程度の理解を持っていたのかということ説明しておきたい。展開のなかでは、杉田玄白らが腑分けに立ち会ったときの絵を提示し、登場人物の役割を考えさせ、なぜ杉田玄白が腑分けをしていないのかということに疑問を持たせるとともに、なぜ「老屠」が腑分けの技術を持っていたのかということについても考えさせたい。その後、「腑分けの一説」を提示し、杉田玄白たちがどのような思いで腑分けを見たのか、あるいは「老屠」を評価していたのかということをつかませる。ここでは、当時の被差別民のなかには、死牛馬処理の経験をとおして腑分けの技術だけではなく、人体の構造についてもかなりの知識を持っていた者がいたことを、児童生徒に理解させる展開となっ

ている。

## イ ステップ2における近世の展開

ステップ2では、第1時の導入で「播磨国の絵地図」を提示し、差別されていた人々が「日当たりの悪い」、「条件のよくない場所に住まわされていた」というこれまでの知識が、一般的なものではないことを理解させたい。そのうえで、土佐藩の「身分統制令」をもとに、繰り返し統制令が出されているのはなぜかということを見習いに考えさせ、実際には統制令が守られていなかったことに気づかせたい。繰り返し出された背景には、差別された人々の抵抗や、周りの人々との日常的なつながりがあったこと、厳しく統制されたのは被差別民だけではなく、町人・百姓たちも同様であったことに気づかせる。ここでは学習をとおして、被差別民がきびしい差別のなかでもたくましく生きていた姿を理解させることをねらった展開となっている。

第2時では、「穢多」という言葉は被差別民が認めていた呼称ではなく、自らは「かわた」あるいは「百姓」と呼んでいたことを見習いにつかませ、被差別民たちは自分たちの仕事に誇りを持っていたことを理解させたい。また、ステップ1と同様に被差別民の生活は、「貧しい」、「悲惨」、「苦しい」といったイメージを持っている見習いが多いと考えられる。そのイメージを払拭するために、年齢階級のグラフと「土佐市神山家文書」に見られる土地売買の資料などを用いて、差別されていた人々はさまざまな生業についていて、人口増に耐えられるくらいの経済力があり、本百姓から土地を購入できるだけの財力があつたことに気づかせる展開となっている。

第3時では、ステップ1でも扱っていた被差別民の、近代医学への貢献にスポットを当てた内容となっている。ここでは、最初に人体の構造について見習いが、どれだけ理解できているのかということを見習いと確認させ、医学の発展においては人体構造の正確な把握が欠かせないということも理解させる。そのうえで、医者であった杉田玄白ら当時の医師が人体構造を十分理解できておらず、「穢多」身分であった虎松の祖父の力によらなければ、人体構造について理解することができなかったこと、腑分けの技術すら身につけていなかったことを、理解させるような展開となっている。

第4時では、腑分けの際に杉田玄白らが執刀しなかったのは、単に技術がなかったというだけでなく、「ケガレ」観にとらわれていたためであるということにも気づかせたい。そのうえで、虎松の祖父が腑分けの技術をどのようにして獲得できたのか、そして杉田玄白は彼をどのように評価していたのかということを見習い「腑分けの名手」を読んで理解させる。この学習では、死牛馬処理という生業をとおして、被差別民のなかには優れた技術を身につけ、人体構造を熟知していた人がいたことに気づかせる展開となっている。

## ウ ステップ3における近世の展開

第1時では、見習いが持っている江戸時代観を揺さぶるような展開から入っていく。ここではロールプレイをとおして、厳しさばかりの百姓の生活と、役負担さえ行っていれば比較的気楽に暮らせたという2つのパターンのロールプレイを実施し、見

童生徒にどちらが正しいのか判断させる。さらに、江戸時代は厳しく悲惨な時代であったという先入観を打ち破るため、百姓一揆の発生率、江戸時代の社会の様子、百姓の生活と農作物、土佐藩における統制令、それぞれの身分における役負担の図などを活用する。そして、江戸時代は児童生徒が思っているほど百姓にとって暮らしにくい時代ではなかったが、身分「らしさ」の強調と役負担の貫徹には厳しく、町民・百姓たちも被差別民と同様に抑圧されていたのだということに気づかせたい。そうすることで、百姓の不満をそらせるために被差別民をおいたという、これまでの説からの脱却をめざす展開となっている。

第2時では、導入として部落史関連問題を児童生徒に解かせ、それぞれが持っている被差別民や被差別民の村のイメージを確認する。そのうえで、問題と資料を関連させながら各身分の関係図を使って、被差別民は共同体外存在であり、別器・別火など排除の様相が見られたことをつかませ、誰が排除していたのかということに気づかせたい。同時に、排除が当たり前の状況のなかでも、被差別民とつながる人々の存在があり、特に経済・文化的な面ではつながりがあったことを理解させておきたい。また、まれな例ではあるが、被差別民と被差別民外が結婚をした例とか被差別民への仕事の斡旋など、当時としては法に触れるような行為が行われていたことにも着目させ、周りから排除される一方で被差別民とのつながりがあったことを理解させる展開となっている。

第3時では、各身分における「らしさ」を強調するために、幕府や藩が差別法令を出して行った状況と、そのなかでも被差別民は多様な仕事に就き、経済力を蓄えていった村などがあったことを、人口増加のグラフと渡辺村の皮革製品からの収入を示すことで、被差別民のなかには財力を持っていた者がいたことを理解させたい。これらのことから、これまでは被差別民の村で人口が増加していた理由を、信仰心や優しさといった抽象的な理由に求めていたが、そうではなく経済的な背景があり、増加する人口を養うことができたのだということを理解させたい。また江戸時代は「総差別社会」であり、身分内における差別が存在していたこと、差別政策により権力側が身分制度を確立していったが、身分制度を確立できた背景には、中世から続く民衆の差別意識がベースにあり、それが利用されていったのだということを理解させる展開としている。ここでは「幕府・各藩の差別強制令」を提示し、権力側が差別を強制していた状況をつかませるとともに、経済力を持ち始めた被差別民の抵抗も活発化してきたことを理解させる展開となっている。

第4時では、まず導入で大理石の解剖台を示し、「なんだろう」という疑問を児童生徒に抱かせたい。そして、医学の発展につながる大きなきっかけを与えたシーンを再現するとして、骨ヶ原における腑分けの様子をロールプレイによって再現する。ロールプレイに際しては、何名かの児童生徒の協力が必要になるが、他の児童生徒にはよく見るようにうながし、後で内容についての質問を行う。ここでの中心的な質問は「なぜ、杉田玄白は自ら解剖をしなかったのか」というところである。ここでは中世以来の「ケガレ」観に医者自身がとらわれていて、医者でありながら人体構造についての

知識が不十分であったことに気づかせたい。同時に、死牛馬処理の経験と技術から人体の構造に詳しく「老屠」の姿から、被差別民の知識や技術が日本の文化発展に大きく役立っていたことを理解させたい。さらにステップ3であることを考慮に入れ、被差別民が多くのお腹分けにかかわっていたこと、近世から近代への時代変遷のなかで、さまざまな形で医学の発展に関与していたことについて紹介し、被差別民の果たした役割の大きさについて理解させる展開となっている。

### (3) 近現代史の構成と学習展開

#### ① 近代の構成

近代における各ステップの構成は、「解放令」（賤称廃止令）と全国水平社創立を中心とした学習をするようになっている。各ステップの構成は下記の表（表5）のようになっている。

表5 近代における部落史学習の構成

ステップ	時間	タイトル名	目 標
1	第1時	「解放令」の発布	(1)「解放令」の内容と意義を知る。
	第2時	「解放令」の発布されたあとの問題点と被差別部落の人々の立ち上がり	(2)「解放令」が出されたときの人々の様子をとらえる。 (3)「解放令」が発布されたあとも、民衆の被差別部落に対する根強い差別意識があったことを、被差別の側にとって気づく
	第3時	水平社の創立	(1)差別されても泣き寝入りせず、自ら立ち上がっていった被差別部落の人々のすばらしさを理解する。
	第4時	水平社創立に込められた思いや願い	(2)水平社創立が、被差別部落の人々に、団結するすばらしさ、希望、勇気をあたえたことを知る。
2	第1時	「解放令」に学ぶ	(1)「解放令」の内容を理解し、当時の民衆や被差別部落の人々の心情について理解する。 (2)「解放令」は、被差別部落の人々が解放に向けて行動を起こそうとする、大きなきっかけとなったことを理解する。
	第2時	自由民権運動と被差別部落の人々	(1)自由民権運動は被差別部落の人々にも人権獲得の運動をうながし、国民的な広がりをもったことを理解する。 (2)西谷平等会などの運動が後の解放運動につながっていったことに気づく。
	第3時	西光万吉の生きざまに学ぶ	(1)西光万吉の生きざまを通して、部落差別の厳しさを知るとともに、自らの立ち上がりや団結の大切さに気づく。
	第4時	水平社宣言に学ぶ	(2)水平社宣言を通して水平社に集った人々の思想・生き方について学ぶとともに宣言の歴史的意義について知る。
	第5時	自分たちや自分自身の生き方を考える	(3)西光万吉の生き方、水平社宣言の精神などの学習を振り返り、自分たちや自分自身の生き方を考える。
3	第1時	「解放令」—社会問題としての部落問題の成立—	(1)「解放令」の歴史的意義を理解する。 (2)「解放令」以降、社会問題としての部落問題が成立したことを理解する。 (3)差別が厳しくなる中で、部落差別の不合理を訴えた中江兆民の生き方に学ぶ。
	第2時	水平社宣言に学ぶ	(1)フランスの人権宣言(1789年)が男性によってつくられた人権宣言であったことをふまえ、日本で最初の人権宣言といわれる水平社宣言をジェンダーの視点で見直す必要性に気づく。 (2)水平社運動が、アイヌ民族の「解平社」や朝鮮の被差別民白丁(ペクチョン)の「衡平社(ヒョンピョンス)」などの運動に大きな影響を与えていることを理解する。
	第3時	大江卓の「まなざし」から岡崎精郎の「まなざし」へ	(1)大江の「まなざし」と岡崎の「まなざし」との違いを知る。 (2)二人の「まなざし」を対比することにより、部落差別撤廃への展望を探る。



## ② 学習展開

### ア ステップ1における近代の展開

ステップ1では「解放令」と全国水平社で5時間分の時間を設定している。第1時では、「解放令」の内容と意義について学習し、「解放令」が被差別部落の人々やそれ以外の人々にどのような影響を与えたのかということについて学習していく。まず、「解放令」が出されるまでに被差別部落の人々が、自分たちの身分を解放するように嘆願していたことに触れ、「解放令」が突然出されたものではないことを確認しておきたい。同時に、「解放令」の内容を把握させ、身分解放の出発点になったことも理解させたい。「解放令」に関しては、原文をまず提示し、そのあとで現代文に訳したものを提示することで、当時の状況をイメージさせる。そのうえで「解放令」の発布を、被差別部落の人々がどのように受けとめ、どのような行動に出たのかということを経童生徒に予想させておいて、喜びを持って受け入れた様子について紹介する。また、被差別部落の人々の暮らしが、「解放令」が出されたことによってどのように変わったのかということ、資料5（「解放令が出されて被差別部落の人々は・・・」）を活用して予測させた後に話し合わせ、被差別部落の人々が、被差別部落外の人々と同じ生活を求めていったことを理解させる展開となっている。

第2時では、「解放令」が出された時の被差別部落の人々の様子や気持ちを思い出すことを導入とし、「解放令」が出された後の問題点を確認する。ここでは、「解放令」後も残る民衆の差別意識をイラストで表したものを提示し、部落外の人々に新政府がとったその他の政策への不満とあいまった不満が存在していたことを理解させる。そのうえで、不平等な差別に立ち向かっていった被差別部落の人々の姿に触れさせ、行動することの大切さに気づかせるとともに、「解放令」の持つ意義の大きさを理解させる展開となっている。

全国水平社の学習では、第1時で「解放令」後、50年過ぎた状況下における被差別部落の現状を統計から把握し、現状の打破のためにはみずからの立ちあがりの大切さをつかんでいったことを米騒動をとおして理解させる。その結果として創立された全国水平社の創立大会の様子をとおして、被差別部落の人々が一番訴えたかったのは何か、ということについて考えさせる構成としている。水平社宣言を扱う時には、拡大コピーをすることが望ましい。ここでの学習において、宣言文は原文を提示したあとに、わかりやすくしたものを児童生徒に配布し、印象に残った言葉や好きなどをワークシートに記入させ、次時の学習につなぐ構成となっている。

第2時では、前時の復習をすませたあと、あどけない顔で写っている山田孝野次郎の写真（写真2）を使って学習を展開していく。ここでは写真を提示し、フォトランゲージの手法を使って児童生徒に写真を見て感じたことや、考えたことを自由に出させる。その際、友達の見意見を否定したりしないことを事前に注



写真2 山田孝野次郎

意しておきたい。そして、山田少年が訴えたかったことは何か、山田少年の演説を聴いた人々はどのような思いであったのかを考えさせる。多くの人々の思いが込められた全国水平社であるが、この水平社がその後全国に拡大していったことを紹介して、学習を振り返っての感想をまとめるという展開となっている。

#### イ ステップ2における近代の展開

第1時では、「解放令」の原文と現代語訳を提示した後に、「解放令」によって制度的な被差別身分が消滅したことを確認し、「解放令」が出されたときに被差別部落の人々が、どのような思いで「解放令」を迎えたのかということを経験者に考えさせる。その後で、「解放令」に反発する被差別部落外の人々の行動が起こった背景をつかませ、人々の意識のなかに根強い差別意識が存在していたことを確認する。「解放令」後、被差別部落外の人々がどのような意識を持っていたのかということについては、「解放令反対一揆」の資料をとおして考えさせたい。また、「解放令」以後、「死牛馬自由処理」などの政策により、被差別部落の生活が苦しくなっていくことを理解させるとともに、「解放令」を根拠に被差別部落の人々が、一般民衆と同じ権利を獲得しようとしたことを理解させる展開となっている。

第2時では、導入で板垣退助の写真を提示し、児童生徒に自由民権運動に関して知っていることをあげさせる。そのうえで、自由民権運動が新しい民権思想をもたらしたという成果と、部落問題解決に向けての行動化はなかったという成果と課題について説明をする。しかし、自由民権運動には被差別部落の人々も参加し、その影響を受けていたことを紹介する。ここでは西谷平等会の結成を取りあげ、自由民権運動にかかわった人々が、どのような社会をつくろうとしていたのか発表させるが、被差別部落の人々に共感しての発表を行っているグループを評価するようにしたい。発表の後にポイントとなる点を確認し、西谷平等会がその後どうなったのかということを経験者に予測させたい。学習の最終段階は、西谷平等会の設立などの動きが、その後全国水平社創立の運動につながっていったことを理解させていく展開となっている。

第3時・第4時では全国水平社についての学習となるが、第3時では水平社創立の功労者の一人である西光万吉の生き様にスポットを当てている。ここでは導入において水平社の創立にかかわった人々の写真を提示し、どのようなことをした人々なのかを考えさせる。そして、西光万吉らがなぜ水平社を創立しようとしたのかということについてグループで話し合わせ、発表をまとめていく。グループで話し合わせるときに、付箋を配布し、それに自分の考えを記入させて、それをまとめて発表させてもよい。発表の後、水平社創立大会を迎えた被差別部落の人々の思いを考えさせ、次時の学習につないでいく。

第4時では、水平社創立の過程を振り返り、水平社宣言を読んで自分たちの言葉に直す作業をとおして、水平社宣言のなかに盛り込まれている人間解放の思想をつかみ取らせる展開となっている。

#### ウ ステップ3における近代の展開

ここでは「解放令」—社会問題としての部落問題の成立—、水平社宣言に学ぶ、大

江卓の「まなざし」から岡崎精郎の「まなざし」への3つの単元について扱うことにしている。第1時の「解放令」では、児童生徒に「解放令」の歴史的な意義を考えさせ、排除されていた共同体への参加が可能になったこと、身分と役負担が結びついていた封建社会の終了などの意義について確認する。そのうえで、「解放令」を拠り所として展開された高松差別裁判闘争に触れ、「解放令」がその後の部落解放運動の理論的根拠にもなっていたことを理解させる。近代社会における被差別部落を取り巻く状況は、「解放令」後の1880年代より大きく変化することから、松方デフレ他の明治政府の政策が被差別部落の生活を圧迫し、社会問題としての部落問題を成立させていったことをつかませたい。明治の近代化政策は、被差別部落に経済的な圧迫をもたらしたが、その一方で、日本に西欧の新しい思想の流入をもたらした。大きく時代が移り変わっていることを児童生徒につかませるため、ここでは中江兆民の部落解放理論や人間平等観を紹介し、総差別社会の江戸時代から、差別が不当なものであるということが認識され始めたことを確認させる展開となっている。

第2時の水平社宣言に学ぶでは、これまでのステップ1・ステップ2とは扱う内容に変化を持たせている。ここではまず、水平社宣言の意義を確認した後に、フランス人権宣言がジェンダーの視点に欠けていることを説明し、水平社宣言に目を移す。水平社宣言を読ませたうえで、そこにジェンダーの視点が欠けていることを確認する。水平社運動にかかわっていた多くの男性たちに、ジェンダーの視点が欠けていたことは資料3やトピック、参考資料などを使って紹介していくとよりわかりやすいと思われる。ここでは、婦人水平社が創立された背景や婦人水平社を男性たちがどのようにとらえていたのかということとともに、女性運動家の水平社運動への思いに触れさせたい。また、全国水平社の影響としては、衡平社や解平社などの解放運動との連帯や、外島事件の資料をもとにして、「日本プロレタリア癩者解放同盟」などのマイノリティーの運動との関係性について学習していく展開となっている。

第3時の、大江卓の「まなざし」から岡崎精郎の「まなざし」へでは、被差別部落外の二人の人物の部落問題に対する姿勢に焦点を当て、部落差別をなくすためにはどのような「まなざし」が必要なのかということについて気づかせていく展開となる。ここでは、二人の被差別部落に対する「まなざし」の違いを資料からつかみ取らせ、自分たちが差別意識を乗り越えていくためには何が必要なのかという、部落差別撤廃への展望を探っていく構成としている。

### ③ 現代の構成

現代史における学習構成は各ステップとも、教科書無償運動と識字学級について学習していく構成としている。各ステップの学習構成は次ページの表（表6）のようになっている。

表6 現代史における部落史学習の構成

ステップ	時間	タイトル名	目 標
1	第1時	人々の切実な願いやその生き方	(1) 日本国憲法に定められた権利を守り、守らせるために闘った人々の生き方や、その誇りから学ぶ。
	第2時	憲法を守る運動としての展開	(2) 課題に対して、調査や情報を活用し、多面的で公正に考えることができる力を養う。
	第3時	「教科書無償の運動」と私たちの生活	(3) 出会いやつながりを大切に、人間としてのやさしさ・あたたかさをもつことができる。
	第4時	「夕やけがうつくしい」を読んで	(1) 北代色さんの手紙「夕やけがうつくしい」を読み、差別により奪われたものについて考えるとともに、文字を識ることは生きる喜びそのものであることを知る。
	第5時	識字学級生との出会い	(2) 識字学級の人々との出会い、その生きざまを知ることにより、差別の不合理に気づき、人間としてのあたたかさやたくましさにふれることができる。
	第6時	学ぶことの意味について	(3) 学ぶことの意味とこれからの自分たちの生き方について考えることができる。
2	第1時	教科書無償に向けての立ち上がり	(1) 憲法を生活にいかし、権利を実現していくためには、自らの行動が大切なことを理解する。
	第2時	団結とつながりで勝ち得たもの	(2) 多くの人々の団結やつながりが教科書無償運動を成功に導いたことを知る。 (3) 権利の実現をめざした教科書無償運動が、多くの人々の利益につながったことに気づく。
	第3時	「花」～識字学級に学ぶ女性の生きてきた道～	(1) 部落差別が被差別部落の人々の文字までを奪い、生活に不自由さをもたらしたことを理解する。 (2) 識字学級での学びは、文字を獲得するだけでなく、人間としての権利の獲得にあったことに気づく。 (3) 識字学級に学ぶ人々の思いや生き方を学ぶことによって、自己の生き方についても考える。
3	第1時	教科書無償運動当時の時代背景をつかむ	(1) 教科書をタダにする会の人々が権利実現要求として取り組んだ運動が、義務教育の教科書を無償にすることにつながったことを理解する。
	第2時～第7時	ディベートを行い、運動の時代背景をつかむ	(2) 権利保障をめざす運動が、運動した人々だけでなく、国民全体の権利拡大（実現）につながっていったことに気づく。
	第8時	校内オリエンテーリング	(1) 文字を知らないことを持つ問題点を知り、奪われた文字を取り戻そうとする人々の思いに共感することができる。
	第9時	識字学級から学ぶ	(2) 奪われた文字を取り戻そうとする識字学級生の生き方と自分を重ね、これからの自分の生き方を考える。

#### ④ 学習展開

##### ア ステップ1における現代の展開

教科書無償運動では第1時の導入として、教科書を児童たちに手渡している写真をもとにフォトランゲージ的な展開から学習に入る。また当時の教科書を児童生徒に渡して、今の教科書との違いなどについて気づかせるとともに、長浜での運動の果たしてきた役割の大きさを知らせる。運動が起こった背景については、被差別部落の生活と部落外の生活とを比較することで、部落差別の実態が存在しているなか、みんなが力を合わせて、行動へとつなげていったことに気づかせ、多くの人々の切実な願いがあったことを理解する展開となっている。

第2時では、前時の復習の後に、憲法学習をとおして憲法第26条に明文化されている権利を獲得するために運動が展開されたことを確認し、被差別部落の人々をはじめとする多くの人々が運動に参加したことを理解させる。また運動を継続することの

大変さと、つながることの大切さに気づかせ、運動をする人々だけではなくそれらの人々を取り巻く人々の存在の大切さについても気づかせたい。また途中で運動から離れていった人々も思いは同じであったことを伝え、離れていった人々を一面的に批判するのではなく、運動する人々の願いは同じであっても、多様な思いが存在していたことについて理解させていく展開となっている。

識字学級に学ぶの第1時では、北代色さんの「夕やけがうつくしい」の原文を読み、気づいたことの話し合いを導入とし、この作品や作者についてもっと知りたいこと、話したいことを出し合い課題意識をもたせる。また、北代さんが奪われていた文字を取り戻すことで、文字を知らなかったころと文字を知ってから生活がどのように変わっていったのかを予想させ、ワークシートに記入させる。次時につなぐため、識字学級生に聞いてみたいことを話し合わせる活動を最後に入れる展開となっている。

第2時では、識字学級生との出会いをとおして文字を獲得するまでの苦労と、文字を獲得して生活がどのように変わっていったのかということなどについて交流をとおして聞き取った後に、交流の振り返りを行う。学校によっては、直接識字学級を訪問することができない可能性もあるため、その場合は、識字学級生を学校に迎えて話を聞くという展開を考えればよいのではないだろうか。

## イ ステップ2における現代の展開

教科書無償運動では、第1時の導入で教科書の無償配布を要求する請願書を提示し、なぜこのような請願書を出す必要があったのかということについて考えさせ、当時収入が低かった人々にとっては、教科書購入が生活を圧迫していたことを理解させる。展開のなかでは教科書がない場合に考えられる不便さから、その不便さを解消するためにはどうしたらよいのかということ、ブレインストーミングの手法を使って話し合わせ、不便さの解消のために運動がはじまったことを確認する。さらにこの運動の背景として、日本国憲法第26条の「義務教育の無償」があったことを社会科の教科書などで確認し、この運動が憲法に書かれている権利実現を目的としていたことを理解させる展開となっている。

第2時では、教科書無償運動が憲法にある権利の行使を要求した運動であること、被差別部落の人々をはじめとする多くの人々によって展開された運動であることを確認し、運動の経過をつかませる。学習展開のなかでは、運動を進めるうえで生じてきた障壁について考え、困難な状況にもかかわらず、最後まで闘いぬいた人々の存在に気づかせたい。そして、運動の結果教科書の無償配布が実現したものの、現在教科書の有償化への動きがあることを知らせ、権利を守るためには不断の努力が必要なことを確認し、学習から学んだことを自分の日常と重ねてワークシートに記入することで、学習を各自で振り返ることができるような展開となっている。

第3時の「花」－識字学級に学ぶ女性の生きてきた道－では、文字を知らないことから生じる不便さを児童生徒に考えさせることから入っていく。そのうえで、識字学級生の生きざまをつづった「花」の最後の段落にある、「おばあちゃんのつぶやき」を読ませその言葉の意味を考えさせ、逆境に負けず前向きに生きる人との出会いを設定

していきたい。学習展開では、「花」という読み物資料を活用するが、資料はかなり量があるので段落ごとに区切っておばあちゃんの生きざまについて考えさせる。ここではグループ活動にして展開することも考えられる。学習の終末では、文字を獲得するまでの生活でおばあちゃんが気づいたこと、得たものは何だったのかということをつかませる学習展開となっている。この授業後に、識字学級生との出会いを設定するなど、発展的な学習につなぐことも考えられる。

#### ウ ステップ3における現代の展開

教科書無償運動から学ぶでは、ディベートに向けての教科書無償運動当時の時代背景をつかむ学習を、第1時に持ってきている。第1時ではフォトランゲージの手法を使って、写真から考えられること、感じたことなどを児童生徒から引き出し、運動の起こった時代背景について理解させる。そして、どのようにして自分なら教科書を用意するのかということを考えさせることを、ディベートに向けての動機付けとして設定している。ディベートを実施するために資料収集や集めた資料をまとめる時間に4時間を設定しているが、実際は休み時間や放課後なども活用する必要があると考えられる。この期間は生徒の主体性に任せるだけでなく、内容について教員側からの支援が必要になると考えられる。

ディベート実施後は運動の意義と成果を確認し、この運動がすべての国民のための運動であったことを理解させる展開となっている。また、ディベート後の発展学習として、「運動の意義と成果を理解する」として、2通りの学習計画を用意している。

「識字学級」から学ぶでは、第1時に校内オリエンテーリングという活動を設定している。このオリエンテーリングでは指定されたルートに沿って進み、各ポイントでハンゲル文字をローマ字的に使用して書かれた指示内容を読み、指示されたアクションを行うというものである。ただし、最後のポイントでは、指示に沿って風邪薬を持ち帰ってくることにしてあるが、このとき並べられている4つの薬瓶は、ハンゲルで名称が書かれていて、間違っただけで他の薬や毒薬とされている瓶を持ち帰ってしまう可能性がある。この体験から、文字が読めないことの不便さや問題点に気づかせ、以後の学習へのつなぎとしている。

第2時では、識字学級生の作品を読み、文字を奪われていた背景には部落差別があり、そのなかで人生を過ごしてきた識字学級生の思いを各自が考え、グループごとに発表を行うことで、他の友達の気づきから学べるような展開となっている。

## 4 おわりに

今回の小論では、人権教育資料集（同和問題）「つながり」の作成にかかわった者として、同和教育から人権教育に変わった今、これまでの部落史学習の問題点を指摘し、これからの部落史学習のあるべき姿を提案した。また、資料集作成の背景となった部落史研究の成果により、部落史のパラダイム転換の必要性についても触れた。このことは、何より学校で使用されている社会科（歴史）教科書に影響を与えていることから、部落史関係の記述がどのように変わっているのかということについて、小・中学校の教科書を中心に表を掲載して比較

してきた。

部落史研究の進展によるパラダイム転換は、さまざまな影響をもたらした。学校における歴史学習や部落史学習、社会教育における同和問題学習などがそれである。部落史学習は、部落問題成立の背景を理解し、解決に向けての道筋をつかむ学習であると同時に、我が国の歴史の一つのテーマである。歴史である以上、新たな資料や発見により歴史の見解が変わっていくことは大いにあり得ることである。しかしながら、部落史においてこれまでの説を大きく転換するようなものが出てくると、あちらこちらに動揺が広がっている。このことから、部落史が未だに特別な歴史ととらえられているということができないのではないだろうか。

私たち教師は、歴史は変わり得るものであるという前提に立ち、常に情報を獲得できるためのアンテナを高くしておく必要がある。多忙な日々を過ごしていると、十分な情報獲得ができないかもしれないが、情報を集めようとする姿勢は必要である。

今回作成した人権教育資料集（同和問題）「つながり」には、最近の部落史研究の成果を盛り込んでいる。また活用資料も既存のものから最新の説に基づく、新たな視点を投げかけてくれるようなものを掲載しているつもりである。是非この資料集を一読していただき、本小論で筆者がまとめた最近の部落史の見方とあわせて、部落史をめぐる今日的なスタンスを把握していただきたい。そのうえで、目の前の児童生徒たちに、どのような力を身につけさせたいのかという明確な目標を持って、これからの部落史学習に臨んでいただきたい。

## 引用文献・注一覧

- 1 平成 15 年度の人権教育主任研修会でも同様の声が聞かれた。
- 2 吉田栄治郎氏の平成 15 年度の人権教育セミナーにおける講演では、宗教起源説・職業起源説などの要因も被差別部落形成の根拠の一つに含まれているとのことであった。
- 3 原田伴彦 「被差別部落の歴史」 1975 朝日新聞社 PP80-81
- 4 京都部落史研究所編 「京都の部落史 1 前近代」 1995 阿吽者 P214
- 5 斎藤洋一・大石慎三郎 「身分差別社会の真実」 1995 講談社現代新書 P60
- 6 田宮 武 「人権意識論」 1995 明石書店
- 7 伊藤悦子・外川正明 「小学校における同和問題指導についての考察(2)一部落問題解決スキルを育てる一」 1998 京都教育大学教育実践研究年報 第 14 号 P271
- 8 森口健司 「社会科人権学習の改善～「内省」を目標原理とする中学校社会科授業の展開～」  
2001 鳴門教育大学大学院修士論文 P5
- 9 部落史学習におけるスキル習得の必要性については伊藤・外川(1998)も述べている。
- 10 斎藤洋一・大石慎三郎 「身分制社会の真実」 1995 講談社現代新書 PP60-61
- 11 外川正明 「部落史に学ぶ」 2001 解放出版社 P29
- 12 京都部落史研究所 「京都の部落史 1 前近代」 1995 阿吽社 P96
- 13 京都部落史研究所 同上書 P19
- 14 京都部落史研究所 同上書 P20 に死のケガレを避けようとした人々の様子が記されている。
- 15 網野善彦 「日本の歴史を読み直す」 1991 P100
- 16 小林茂・芳賀登他監修 「部落史用語辞典」 1985 柏書房 P269
- 17 金井清光 「中世の癪者と差別」 岩田書店 PP17-18
- 18 京都部落史研究所編 同前掲書 1995 阿吽社 P129
- 19 上杉 聰 「部落史がかわる」 1997 三一書房 P84
- 20 小林茂・芳賀登他監修 同前掲書 1985 柏書房 P213
- 21 京都部落史研究所編 同前掲書 1995 阿吽社 P65
- 22 網野善彦 「日本の歴史を読み直す」 筑摩書房 PP125-127
- 23 網野善彦 同上書 P124
- 24 網野善彦 同前掲書 PP137-138
- 25 斎藤洋一・大石慎三郎 同前掲書 PP57-59
- 26 斎藤洋一・大石慎三郎 同上書 P60
- 27 斎藤洋一・大石慎三郎 同上書 P60
- 28 岡崎 均 「江戸時代間違っ て教えていませんか」 2003 明治図書 PP11-14
- 29 香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る部落史学習」 2001 P81
- 30 小林 茂編 「近世被差別部落関係法令集」 1981 明石書店 PP237～239
- 31 斎藤洋一・大石慎三郎 同前掲書 P3
- 32 斎藤洋一・大石慎三郎 同上書 P185
- 33 斎藤洋一・大石慎三郎 同上書 PP118-170
- 34 香川県部落史をどう教える会編 同前掲書 P81
- 35 小林 茂編 同前掲書 P392
- 36 中尾健次 「部落史 50 話」 2003 PP36-37
- 37 中尾健次 同上書 PP28-31
- 38 現在そこには円応寺があり、肝臓記念碑が建てられている。
- 39 杉田玄白著・緒方富雄校註 「蘭学事始」 1959 岩波文庫 PP31-37
- 40 杉田玄白著・緒方富雄校註 同上書 P35
- 41 京都部落史研究所編 同前掲書 1995 P28
- 42 網野善彦 「『日本』とは何か」 2000 講談社 P203
- 43 山本 大他編 「憲章簿 第 5 巻」 1985 高知県立図書館 P443



- 44 斎藤洋一 「近世の被差別民と医薬業・再考」 『部落解放研究 第153号』 2003 解放出版社 P11
- 45 上杉 聰 「部落史がかわる」 1997 三一書房 PP69-72
- 46 上杉 聰 同上書 P72
- 47 中尾健次 同前掲書 PP142-145
- 48 四国部落史研究協議会編 「史料で語る 四国の部落史 近代編」 1994 明石書店 P139
- 49 京都部落史研究所編 「京都の部落史2 近現代」 1991 阿吽社 PP22-23
- 50 トンネル工事や道路工事に自発的に従事したと言った事例がある。  
京都部落史研究所編 同上書 P19-20
- 51 京都部落史研究所編 同前掲書 PP40-48
- 52 全国水平社の創立に関わった西光万吉らに影響を与えた異数馬も、自由民権運動の思想の影響を受けていた。
- 53 「東雲新聞」 1888年1月25日
- 54 小林 茂編 「人権のあゆみ」 山川出版社 PP267-268
- 55 渡辺俊雄 「部落史研究と解放運動史研究の課題」 『部落解放N0386』 1995
- 56 部落問題に理解を示し、水平社創立に走り回る部落の青年を援助した大阪時事新聞社会部長の難波英夫、部落差別の不当性を訴えたジャーナリストの宮武外骨、同愛会を組織し、国会内にも部落問題の研究会を組織した有馬頼寧、西光万吉に影響を与えた真宗僧三浦大我、優れた部落史研究を発表した歴史学者の喜田貞吉など部落外の人々がいる。
- 57 渡辺俊雄 「部落史がわかる」 1998 解放出版社 P66
- 58 中山英一 「信濃同人会と長野県水平社」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 59 斎藤 勇 「愛知地方における部落問題と水平社運動」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 59 吉村智博 「1920年代の滋賀県水平社と地域社会」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 60 井岡康時 「1920年代前期の町村会選挙と奈良県水平社」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 61 増田智一 「全四国水平社の軌跡」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 62 吉田文茂 「高知県水平社と農民組合」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 63 阿南重幸 「長崎水平社の動向」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社
- 64 松浦 勉 「アジア太平洋戦争と被差別部落ー全国水平社・松本治一郎の戦争協力とその論理」 『差別と戦争ー人間形成史の陥穽ー』 1999 明石書店 P87
- 65 部落問題研究所編・刊 「水平運動史の研究 第4巻」 1972 P163
- 66 このことに関しては、黒川みどり 「被差別部落と性差別」 秋定嘉和・朝治武 『近代日本と水平社』 2002 解放出版社に詳しく述べられている。
- 67 藤野 豊 「日本ファシズムと医療」 1993 岩波書店 PP166-171
- 68 例えば「夙」と呼ばれた被差別民は百姓身分に組み込まれていったし、「非人」であった陰明師なども同様であった。
- 69 衛生面の徹底や、死牛馬処理の禁止、教育納税の義務、屋外での行水の禁止などの規定があった。